

第百一回国会大蔵委員會議録第二十六号

昭和五十九年六月二十二日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 瓦 力君

理事 越智 伊平君 理事 熊川 次男君

理事 中西 啓介君 理事 中村正三郎君

理事 伊藤 茂君 理事 野口 幸一君

理事 坂口 力君 理事 米沢 隆君

理事 熊谷 弘君 理事 小泉純一郎君

理事 笹山 登生君 理事 田中 秀征君

理事 中川 昭一君 理事 東 力君

理事 平泉 渉君 理事 平沼 赳夫君

理事 藤井 勝志君 理事 宮下 創平君

理事 村上 茂利君 理事 山岡 謙蔵君

理事 与謝野 馨君 理事 上田 卓三君

理事 沢田 広君 理事 沢沢 利久君

理事 戸田 菊雄君 理事 堀 昌雄君

理事 坂井 弘一君 理事 柴田 弘君

理事 宮地 正介君 理事 矢追 秀彦君

理事 正森 成二君 理事 箕輪 幸代君

出席國務大臣

大蔵大臣 竹下 登君

出席政府委員

大蔵政務次官 堀之内久男君

大蔵大臣官房日 本専売公社監理 官 小野 博義君

大蔵省主計局次 長 平澤 貞昭君

大蔵省主税局長 梅澤 節男君

大蔵省関税局長 垂水 公正君

大蔵省銀行局長 宮本 保孝君

委員外の出席者

公正取引委員会 事務局経済部調 整課長 糸田 省吾君

行政管理庁行政 管理局管理官 八木 俊道君

厚生省公衆衛生 局結核難病課長 松田 朗君
農林水産省農畜 課長 吉田 茂政君
日本専売公社総 裁 長岡 實君
日本専売公社総 務理事 岡島 和男君
日本専売公社総 務理事 西村 忠弘君
日本専売公社総 務理事 森 宗作君
日本専売公社理 事 生平 幸立君
日本専売公社理 事 遠藤 泰君
日本専売公社理 事 丹生 守夫君
日本専売公社理 事 友成 豊君
大蔵委員会調査 室長 矢島錦一郎君

本日の會議に付した案件

委員派遣承認申請に関する件

たばこ事業法案(内閣提出第七四号)

日本たばこ産業株式会社法案(内閣提出第七五号)

塩専売法案(内閣提出第七六号)

たばこ事業法案等の施行に伴う関係法律の整備等 に関する法律案(内閣提出第七七号)

たばこ消費税法案(内閣提出第七八号)

○互委員長 これより會議を開きます。

たばこ事業法案、日本たばこ産業株式会社法 案、塩専売法案、たばこ事業法案等の施行に伴う関 係法律の整備等に関する法律案及びたばこ消費税 法案の各案を一括して議題といたします。

この際、委員派遣承認申請に関する件について お諮りいたします。

ただいま議題となつております各案につきまし て、審査の参考に資するため、委員を派遣いたし たいと存じます。つきましては、議長に対し、委 員派遣承認の申請をいたしたいと存じますが、御 異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○互委員長 御異議なしと認めます。よつて、さ よう決しました。

なお、派遣地、派遣の日時、派遣委員の人選等 につきましては、委員長に御一任願いたいと存じ ますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○互委員長 御異議なしと認めます。よつて、さ よう決しました。

○互委員長 質疑の申し出がありますので、順次 これを許します。沢沢利久君。

○沢沢委員 本関連法案の提案に当たりまして、 提案理由の概略の説明は受けたわけでありますが が、質疑に当たりまして、改めてたばこ関連法案 の提案をするに至つた主な理由、背景、そのポイ ントになる部分を簡潔に要約してまず御説明を承 りたいと思います。

○竹下國務大臣 御質疑ありがとうございます。

今沢沢さん、いわゆる専売改革法案提出の背景 とその概要について端的に申し述べ、こういう 御趣旨でございます。

たばこ専売制度、それから専売公社制度、これ は長い歴史の中で財政収入の確保のために大変寄 与をしてきたことは御承知のとおりであります。 しかしながら時代の変遷、環境の変化等を背景と しまして、その見直しの必要性もまた一方とみ に高まつておる。

こうした状況を踏まえて、おとしの七月に臨 時行政調査会から出ました行政改革に関する第三 次答申の趣旨に沿ひまして、たばこ事業関係者等 との意見調整を十分図つてまいりながら、政府部 内において検討を進めてきたわけであります。そ の基本認識は、開放経済体制を志向する我が国 が、そういう開放経済体制というのをある意味に おける国是とする限りに置いて、いつまでもたば こ事業をいわば閉鎖的な状態に置いておくといふ ことは適當ではないではないか。

そこで、たばこ輸入自由化に踏み切りますとと もに、一方、これと並行して、専売公社の経営形 態を自由な競争に耐え得るものに改めていくとい う必要が生じます。そういう認識のもとで、改革 法案を取りまとめて御審議をいただくという手順 になつたわけであります。

だから基本的な柱は、まず一つには、開放経済 体制に即応する等のため輸入自由化に踏み切るこ ととして、このためたばこ専売制度を廃止し、た ばこ専売法を、御審議いただくたばこ事業法案に 移行していくわけであります。

それから二番目には、国際競争力確保という観 点から、専売公社を、合理的企業経営が最大限可 能な特殊会社に改組する。これを法律の上で言え ば、日本専売公社法が、御審議いただく日本たば こ産業株式会社法案に移行していく。今お尋ねの 提出の背景と法案の概要は、こういうことになろ うかと私は思います。

○沢沢委員 自由化に踏み切つた経緯について簡 単な説明があつたわけであります。開放経済体制 を志向するという政府の基本的な方針にかかわつ て、積極的にそのような開放体制をたばこ産業に ついて行うという側面はわかつたわけであります が、すべての産業について同様でありますけれど も、たばこ産業の輸入の自由化という、自由化体 制を通して起こり得る日本のたばこ産業関係者へ

の影響というものは、当然それぞれに深刻な課題を持つてゐるというふうな思ふわけでありませう。そういう自由化が日本の国内産業に与えるマイナスの要因というものは、どのようによいお考えになつておられるのか、受けとめておられるのか、ということをお尋ねいたします。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。製造たばこの輸入の自由化と申しますものは、我が国市場におきまして国産品と輸入品がいわば対等の立場で競争を展開することを意味しておるわけでございます。その意味におきまして、先生御指摘のように我が国たばこ産業に何らかの影響が及ぶことは避けられないものというふうな考へておる次第でございます。したがって、今回の改革に際しましては十分対応策を準備することが必要であるわけでございますけれども、その基本といたしましては、たばこ産業の中で中心の役割を担つております日本専売公社を、当事者能力が付与された株式会社形態に改組する。そして輸入品との自由な競争に耐え得るような経営形態とすること。これによりまして、労使が一体となつて率先して経営の合理化に取り組み、輸入自由化の影響をみずからの合理化努力によりまして可能な限り吸収するように持つていくことが期待されることとでございます。

今後は、輸入自由化という新しい局面のもとにおきまして、新会社に限らず、耕作者も含めましてたばこ産業全体として一層の経営の効率化に努め、みずからの自助努力によりまして将来の展望を切り開いていくことが求められるわけでございますけれども、そのための基本的な枠組みは、今回の改革法案によつて整備されているものというふうな考へております。

○波沢委員 いろいろ尋ねていきますけれども、その前提として幾つかの状況把握をお尋ねしておきたいと思ひます。

たばこの国内の需要の停滞傾向ということが指摘をされてゐるわけですが、具体的にそれはどういふ趨勢になつておるのか、何が理由で、

どういふ停滞状況というものが国内で、たばこ需要の中で発生をしておるのか、まずこの辺を伺ひます。

○長岡説明員 お答え申し上げます。我が国におけるたばこの消費の傾向と申しますか、需要の傾向につきましては、これは国際的にもさういふ傾向がございますが、極めて大きな流れといたしましては、昭和四十年代はおおむね五％ないし六％の年率で需要が伸びておつたわけでございますが、五十年代に入りましてそれが一％程度という微増の状態になつております。これが大変大きな流れでございます。

最近時点の傾向を数字で御説明申し上げますと、昭和五十八年度の国産の紙巻きたばこの数量は、五月一日に定価改定をいたしました影響もございまして、五十七年度よりも四十二億本減りまして三千六十億本になつております。これは対前年比で申しますと一・四％の減でございます。一方、輸入紙巻きたばこの数量の方は、五月一日に値下げが行われまして、一箱十円の値下げでございますが、それと取扱店の数の拡大等の影響によりまして、五十八年度においては五十七年度よりも約九億本ふえて五十七億本になつております。これは前年比で申しますと一・八％という大きな伸びになつております。五十九年度につきましましては、国産の紙巻きたばこの数量を三千七十億本としまして、それから輸入紙巻きたばこの数量は七十億本程度と見込んでおるところでございます。

お尋ねの、近年の需要停滞の原因として一体どんなことが考えられるかという点でございます。いろいろ考えられますが、一つは成人人口の伸び率が年平均一％程度と余り伸びていないということ。それから、全体としての喫煙者率が、基調として減少の傾向をたどつておるということ。これには、世界的に喫煙と健康の問題その他の影響もあろうかと存じます。それから、一人当たりの喫煙本数についても、従来に比べますとやや頭打ちの傾向がございます。そのほか、過去のように大幅な経済成長の時代ではないということ、その他

いろいろございましょうし、また輸入たばこが一方においてふえておるといふ傾向もございましょうが、さういったようなものも要因がございまして、現在需要の伸びは芳しくないというのが率直なお答えでございます。

○波沢委員 今の総裁の答弁の中にもありましたけれども、このような趨勢は日本国内にとどまらずといふことで、世界的な趨勢としてはおおむね同じような理由で、同じような停滞傾向を示しているといふことですか。

○長岡説明員 我が国の事情と世界的な傾向とはおおよそ類似しておると申し上げてよろしいと思ひます。

先進諸国の販売数量の伸び等を見ましても、先ほど私が、我が国における最近の平均伸び率が一％前後まで下がつておるといふことを申し上げましたが、一九七五年から一九八〇年、この五年間の平均の伸び率を見ますと、年率でございまして、アメリカが〇・九％、イギリスがマイナスの〇・七％、フランスが〇・二％、西ドイツが〇・五％、イタリアが〇・七％と高うございまして年率二・一％。しかし、全体として我が国とほぼ同じような伸びになつております。その需要停滞の理由も、先ほど申し上げたやうな、我が国の場合とはほぼ同じではなからうかというふうな考へております。

○波沢委員 国内のたばこ販売量の中で、外国たばこの占める割合、シェアはどのぐらいのパーセントになつていますか。ここ数年、四、五年の状況でいいです。

○長岡説明員 お答え申し上げます。

昭和五十五年度が一・二％のシェア、五十六年度が一・四％のシェア、五十七年度が一・五％のシェア、五十八年度が一・八％のシェア、五十九年度に入りましては二％といったところでございします。

○波沢委員 国の内外においてたばこの消費の傾向は停滞の一途をたどる、さういふ厳しい環境が国際的にある、こういう状況が説明されたわけ

ありますが、一方、世界のたばこシェアの六四％を数社の国際たばこ資本企業が独占をして寡占化状況になつてゐる。私も不勉強ですが、法案の質疑に当たつて若干調べてみますと、大変巨大な国際たばこ資本といふものが存在して、世界のたばこ市場の寡占的な、独占的な状況特徴づけられているといふものがあると思ふわけでありませう。これはどこに原因があるといふふうな考えますか、こゝういふ特性を生んでいる背景といふのは。

○長岡説明員 御指摘のとおり、最近の傾向を見ますと、世界のたばこ市場は巨大たばこ資本の寡占化傾向が進んでおるといふふうに見てよろしいかと存じます。

それはどういふ理由であらうかといふことでございしますが、たばこを申しますのは、これは国際商品でございまして、例えば酒の例をとりますと、ウイスキーもあれば、日本には日本酒もあるといったやうな各国の特色があるわけでございますけれども、たばこは酒に比べまして、若干の特色はございしますが、いわば国際共通の商品である。アメリカでつくつたものがどこへ出ていってもそのまま通用するといふ商品でございします。

さういったやうな性格の商品の流通の中におきまして、やはり何と申しまして、激烈な販売競争が展開された上でシェアが決まつてゐるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたやうな世界の巨大資本はそれだけ強い競争力を持つておる。したがって、開放経済体制下において、私どもが日本のたばこ産業の維持発展を図つてその競争に耐え抜くためには、やはりさういふ巨大たばこ資本に対して対等の競争力を持つやうに努力しなければならぬといふふうな考へております。

○波沢委員 御指摘のように、世界のたばこ資本といふものが巨大資本にならざるを得ない条件といふものがある。葉たばこの熟成のためには長期間、大量の原料保有を不可欠とすると、あるいは大量生産、大量販売というメリット、大規模メ

リットというものを事業の中で一つの重大な要件とせざるを得ない。あるいは化粧品等にも言えることだけれども、莫大な広告宣伝費を投入するという販売要件が商売の上での不可欠の条件になる。幾つかの条件によってこの事業は巨大な資本を持って大規模に展開せざるを得ないという特性を持っているような感じを受ける、今の總裁の御説明もそういう趣旨であらうと思うわけでありませう。それはそういう認識でよろしいですな。

○長岡説明員 お説のとおりであらうかと存じます。

○波沢委員 それから、日本のたばこの消費が非常に停滞しているということはわかったんですけども、にもかかわらず世界のたばこ消費量の中で日本は意外と高い消費水準を持っている。有数のたばこ消費国であるというふうにもデータのうえでは言えるのではないかとと思うのですが、その点は具体的にどうでしょう。

○森説明員 お答えいたします。

世界市場の寡占化ということでございますが、確かに先生御指摘のとおり、大企業による寡占化が進んでおまして、専売公社におきましては世界市場におきましてこれは私どもの資料では世界四十五カ国のシガレット販売数量でございませうけれども、その中で公社は一九八二年、昭和五十七年現在で一三・五％というシェアになっております。

○波沢委員 先ほど大臣は、開放経済体制を積極的に志向するというのが国の立場だ、そういう意味でたばこ輸入の自由化に積極的に踏み切った、もうそういう時期に来ている、こう御説明になったわけでありませう。しかし、しからば自由化に伴う国内のたばこ産業、関連者の不安材料、マイナス要因、デメリットはということの問いに対しては何かの答えもなかったわけでありませうが、大臣の御説明のほかに、今お尋ねいたしました一つの輪郭、状況が出てまいりますのは、世界的にたばこの消費は落ち込んでいる、こういう状況がある。しかも消費が全体として健康問題その他そういう

要因で落ち込んでいるという状況の中というところ、これは一層その趨勢は変わらないという見通しを組み立てなければならぬ状況にある。そういう意味で、たばこを売る立場、これで商売をする立場でいえば、事態は深刻な環境にある。つまり、言葉をかえて言えば、たばこで商売をする世界のたばこ資本、たばこ企業にとっては、今までもそうであったように激烈な競争が既にあり、これからそれ以上にますます激烈な競争が展開されるというその環境と条件の中に立たされておる、こういうことが非常に明らかになってきたというふうにございませう。

それからさらに、そのたばこ資本というのは、これは事実が示すように、巨大な資本力を駆使して、国境を越えて商いを展開をする。こういう力なしには展開し得ない特性を持っており、現にシェアの大半を四社五社のたばこ国際企業が独占をするという寡占化の趨勢を強めている、こういう特徴がある。こういう国際環境、たばこ産業をめぐる内外の情勢の中で、開放経済体制は政府の方針であるからしてやるべきときが来たというだけでは、これは大変納得のいく説明にはならないと思うわけでありませう。

なぜ今自由化なのか。それぞれの産業分野で外圧がありまして、それぞれの産業分野で悪戦苦闘して、政府もてこになり支えになり、日本の産業を育成するという立場に立つて苦闘しておられる、大蔵大臣も常にその先頭に、矢面に立って奮闘しておられる、こういう状況であります。たばこの自由化については、こういう状況の中で日本のたばこ産業をより大きく発展をさせるためにも、積極的に自由化に踏み切ることのメリットというものが見えない、よくわからない。これは相当なものが見なければならぬ、相当な戦略と展望がなければならぬはずである。確かに状況、環境は厳しい、悪条件を持っているけれども、なおかつ自由化に踏み切ることによって日本のたばこ産業の前途を、大きな展望のもとに活路を開くというものがなければ、これだけの転換、自由化の

英断をやるという政治的な理由がない。この辺がまだよく御説明いただけてない感じがいたしますので、大臣並びに總裁からそれぞれの立場でひとつ詳しい説明をお願いしたい。

○竹下国務大臣 すべての産業が開放体制下にあるってその競争力を持っていくという歴史をひもといてみましても、その中にはいろいろな歴史的経過の中をぐぐり抜けて、そして競争力ができていくわけでありませう。

昭和三十八年でございましたが、たまたま私は通商産業省の政務次官をやっておったことがあります。そのときに自動車のいわゆるノックダウン方式というふうなものが外国から言われた際に、これは我が国の自動車産業にとって致命的な問題であるから、どうしてもそういう自由化の方向を今日の状態で志向するわけにはいかない。そこで、競争力をつけるために、開発銀行等の体制金融というふうなものをつくったりしてこれに対応しようとした当時と、ひょっとこの間比較してみましたら、ちょうど当時の自動車生産台数が五万三千台でございました。今一千万台を超しておる。今度は競争力の点で見ますと、これも私も一日で割ってみましたら、日本の自動車が毎日五千台アメリカへ出ております、アメリカだけを対象にして。それから、アメリカから入ってきますのが十一・五万台と、二年分を平均しますとちょうど一日十台でございます。十台というところ、あのおじさんとおのじさんとかかるぐらいな数字で、片方は五千台。ああ、競争力というものが随分それなりについたものだな、こう思いました。

しかし、それだけの競争力をつけなければならぬというのはなにかといえ、やはり一つにはエネルギー源を全く持たないと言っている日本の国において、好むと好まざるにかかわらず、エネルギーの大宗をなす石油というものは全部輸入に頼らなければならぬ。それをあがなうための資金は、それに見合う輸出というものが要る。でございますから、今度考えてみますと、経常収支が黒字になる、なかんずく貿易収支で大きな黒字だ。

ところが、これも計算してみますと、ちょうどその三分の一分の黒字は原油価格の下落、すなわちかつては我が方が払うべきであったものを、それだけ少なく払えば済むようにということ、そういう状態になっておる。したがって、自動車などに例えたのは必ずしも適切ではないかとも思いますが、日本の国というものがいわば貿易立国として立つて立脚基盤が、開放体制の中に初めてあるのではないかと。

しかし、どこの国にも共通して言えるのは、いわゆる農業問題がある。これについては、どういたしまして完全なる開放体制というものは困難な諸要素がある。その農業問題の観点から見ますと、我が国には、たばこ産業ということになりますと、何としても約十萬の耕作の方がいらつしやる。販売網では二十萬でございませうが、小売店の方がいらつしやる。そういうことをかかれこれ勘案して、ガットでありましてO E C Dでありますし、そういうところで開放経済を主張する我が国に対して相手方が求めてくるものは、今ならまだ勝てるというものをどうしても、強硬といえますか、強く求めてくる。その一つがたばこではないかというふうにも私は考えてみるわけでありませう。

しかしながら、確かに、耕作者を持ち、そして価格の高いたばこ原料業というものを今日まで来ておる日本専売公社のたばこ産業というものでございませうけれども、私どもかれこれ総合して勘案するならば、日本人の知識水準と技術水準、そして専売公社といえは相当なものであつて、これがまた分割・民営となれば問題が多かろうと思つたわけでございますけれども、今度のような形でもってこれに対応していくならば、それは開放体制のありし中であらうとも、競争力を持ち得る基盤は今日存在しておるではないかという観点に立つて、なかんずく専売公社總裁を中心に、あるいは各党の関係者の皆さん方とお話をしながら、耕作者団体あるいは耕作者の方々の理解と協力を得ることができるといふ状態にまで機が熟した。

小売の方もよりでございます。あるいは今日専売公社というのは、労使関係がそれこそ世界最高と言つとちよつとオーバーでございますけれども、先般のサミットへ行つてみましても、労使関係はどいふかの国は日本と比べものになりません。これは模範でございます。どうしたらあんな労使関係ができるか教えて下さい、竹下さん、こういうような感じすらあるぐらいでございますが、最高の労使関係にあるのじゃないか。そういう関係団体等が重なる協議の中にある種のコンセンサスができて、今日に至つた。だから、技術力とかいろいろな問題が残ろうとも、国際競争場裏にあつて、それは五千台と十台という自動車の問題とは別といたしまして、私はこれに対応することは可能ではないかという判断に至つたわけであります。

いささか話が長くなりましたことをおわび申し上げます。

○長岡説明員 大臣からのお答えに尽きておると思ひますけれども、開放経済体制下においてたばこの輸入の自由化に踏み切るといふ問題は、大きな流れとしては私もやはり受けとめざるを得ない方向ではなからうかと考えております。ただ問題は、自由化を通じて外国からいろいろの物が入ってくる、そして激烈な競争が展開されますときに、私どもの方に備えがなければ、我が国のたばこ産業がおかしくなってしまうということでございます。

その観点から考えますと、十万户近い葉たばこ耕作農家、それから二十六万を超えるたばこの小売店、こういったような面に大きなショックを与えないようにしながら、どういふふうに制度改正を考えていくかという点が第一点でございます。この点につきましては、また御質問に際してお答えを申し上げることに存じますが、基本的には葉たばこの面積や価格の決定方式とかあるいは全量買い取り制度といったような制度が維持されておりますし、販売店につきましても、指定、定価制等の考え方が基本的に維持されておる

わけでございます。

そこで問題は、その中核的存在として日本のたばこ産業を支えていかなければならない私ども日本専売公社がどうなるかということでございます。先ほど御質問にもございました世界のたばこの巨大資本による寡占化傾向についてのお答えの中で、私は一つ重要なポイントのお答えを忘れておつたのではないかと思います、資本力が強いという一つの別の表現かもしれません。たばこ、なかなかシガレットのようなものは、大量生産、いわゆる規模の利益というものが非常に大きな意味を持つわけでございまして、そういう意味で大きな企業がだんだんに伸びていく。幸いにと申しますか、現在の私どもの営業規模といひますか販売規模は、世界の巨大資本に伍していけるぐらいの規模を持つております。今のところ世界でビッグフォアと申しますか、非常にずば抜けて大きなたばこ企業が四つございまして、私どもはその三番目に位置しております。そういったようなことで、この製造規模を維持させていただくならば、すなわち分割でなくこのままの状態で行き渡していただくならば、葉たばこの問題あるいは小売店の問題等も考えながら、労使力を合わせて経営の合理化に取り組むながら努力することによって、何とか日本のたばこ産業を維持し、発展させていけるのではないかと考えておる次第でございます。

○沢沢委員 最初の大蔵の御説明を要約すると、開放経済に向かつて進まざるやならぬという立場がある、臨調の答申もある、それでやつたという、非常に簡潔といへば簡潔なんです、積極的な戦略、たばこ産業発展のプログラム、決意、そういうものとは全く無関係に、受け身の対応を思わせるだけの答申があつた感じがいたしましたので、幾つかお尋ねをしたわけであります。それに對してまた大変具体的なお答えがありましたけれども、おむね自動車の話でありまして、幾らたばこの法案だからといって、きょうは煙に巻くような答弁はなさらぬで、率直にいろいろ意見を

述べてほしいと思うのです。お話にちよつとありました民営の問題とか労使問題とか、そういうこともきょうは少し具体的にこれから逐次お尋ねをしていきたいと思つたのです。

私が先ほどお尋ねいたしましたのは、今総裁も言われるように、これから世界のたばこ競争に生き延びていくためには、自由化というこの環境の中で、大変厳しい受けとめ方をして、今度の制度改正を通してそういう環境に本対応できるような仕組み、システム、組織、そのプログラム、体制が一体できるのか。今総裁はまさにその体制づくりが一番大事な部分だとおっしゃつたわけですが、本当にそう言えるかどうかということ、その説明がこの委員会の今度の法案審議の課題だろうと思つたわけであります。しかし、幾つか疑点があるわけですので、逐次お尋ねもしていきたいと思つた。

一つは、外国たばこの販売競争が激しくなることが予想されるという状況の中で、現行の関税率の維持というところについてどういふ考え方、方針でありましょうか。あるいはさまざまな販売条件、表示等の競争条件の整備という大きな課題。やはり自由化とはいひましても、この大きな転換を効率的に、漸進的に、安定的に行つていくためには、関税率を初めとして必要な対応というものは欠かさないと思つたわけであります。どういふ対応を考えておられるのか、用意しておられるのかというところを一点お尋ねします。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。たばこの関税につきましては、昭和五十八年度の改正におきまして、国内における大変困難な事情にもかかわりませず、自由貿易体制を維持強化するという見地から、米國並みの水準まで大幅に引き下げたところでございます。すなわち、従来三五%の関税率でございましたものを従量、従価合わせて従価換算二〇%というところで米國並みに引き下げたわけでございますけれども、この引き下げ措置につきましては、いわば我が國がとり得るぎりぎりのものでございまして、さらに最近の

輸入たばこの販売数量は増加傾向にあるため、これ以上の関税引き下げにつきましては私どもとしては困難であると考えているところでございまして、したがひまして、五十八年度の関税の引き下げ措置につきまして、今回の流通面における自由化措置とあわせまして、我が國のたばこ市場の開放については一段と促進されたということでございます。

○沢沢委員 先ほど来幾つかお尋ねしたように、激烈な競争が予想される。そういうものに打ちかつていくための今考えられる対応というものは何か。今のお話では全く答弁になっておらぬ。やはり今後さまざまな競争が予想される。予想すべきことですから余り無責任に推定はできませんけれども、細かいことをちよつとお尋ねしますと、例えば外国たばこの国内販売について、その販売価格とかマージンとかいふものは、特定販売業者と小売業者との間の任意の自由な契約にするという趣旨になっているのです。そういうことの中で外国企業が日本のたばこ比較をして有利な販売環境、体制をつくるために、マージンの点あるいは価格の点、その他の点で積極的な対応をしていくということも想像される、推定される。販売業務の上でかなりの混乱を起す。例えば起こさなという保証はありますか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。ただいま先生御指摘ございましたように、今回の改革に伴ひまして、小売定価につきましても大蔵大臣の認可にかかわらしめるところでございますけれども、小売人マージンあるいは卸売人マージンにつきましても、一般の商品と同様、小売人あるいは卸売人と新会社あるいは特定販売業者との契約によることにならうかと思つております。ただ、現在小売人マージンにつきましても、国産品について一〇%、外国品について八・五%という数字になっておりますけれども、この辺がどうなるかは、今後外国メーカーあるいは特定販売業者の営業戦略によることとございまして、まさに先生がおっしゃいましたように、その危惧が全

くないというのではない。そういうおそれが考えられるということがあるわけですが、それによっても、たばこという商品の小売マージンは、国際的に見ても大体我が国の市場とおおむね同様の状況にあるようにございます。したがって、極度の混乱が生ずることはないのではないかと思っております。

○波沢委員 これは答弁としては大変不満なんです。その部分で入りますと大変路地が細くなつてまいりますので、いま一度大きな柱に話を戻しまして質問をしていきたいと思つたのです。

経営形態について、さっき大臣も民営のことに一言お触れになりました。既にこの前の当委員会で大蔵大臣が民営についての一定の見解を表明されておるようでありまして、私からも改めてお尋ねをしておきたいと思つたのですが、先ほど申し上げたように、大変厳しい環境の中で日本のたばこ事業の新たな出発の体制づくりを行うとすれば、これは非常な決意と従来の問題点をえぐつて制度改革が必要だと思つた面では思つたわけですが、そういう中で基本的には、専売公社は将来民営にするんだ、それを前提にして当分の間特殊法人としての新会社を発足させるんだという考え方などはとんでもない発想だと私は思つておるわけでありまして、

それで、幾つか具体的に、民営が持つてゐるむしろ大変困難な課題、間違つた選択という部分について指摘しながらお尋ねをしたいと思つたのですけれども、まず改めて大臣、たばこ事業における民営についてどうお考えになるか、お尋ねします。

○竹下国務大臣 まず一つは、市場の自由化というところになりますと、結局輸入自由化とは何ぞや、すなわち我が国の輸入業者が自分の責任と自分の計算と、危険負担とでも申しますか、自己責任において外国から製造したものを輸入して国内販売できるというものであるから、したがって製造したばこの輸入と販売の権限が今のように国に専属しておるということになりますと、いわゆる輸入

自由化という問題は、まさにそういう法体系からいへば不可能である。そこで今度の改革とこうなつていくわけでございますが、いわゆる完全民営化というものを念頭に置いて考えますと、先ほど来御意見にもございまして、私の考え方を述べた際に申し上げましたが、割高な国産を求めた現状のもとにおいて、国際競争力の点からやばりこれは著しく問題があるという問題意識をまず持つていなければならぬ、したがつて完全民営化は適当でない、こう基本的に、まずそこに一つ考え方を置いておきます。

したがつて、今度の改革でそういう割高な国産を求めた状況のもとでたばこの輸入自由化を行いながら、なお今巨大産業のワン・オブ・ゼムというお話もございましたが、我が国たばこ産業が国際競争力を確保して健全な発展を期するためには、やっぱり専売公社を政府出資の特殊会社というふうに改組して製造独占権を付与する以外にならぬという判断があるいは決断とでも申しましようか、これに達したわけでありまして、したがつて今次改革法案におきましてこの特殊会社という経営形態、また製造独占、これはいづれも完全民営に至る経過措置として位置づけられておるというものであります。これが一番はつきりしていなきやならぬことではないかというふうに私は考えておるわけでございます。

○波沢委員 その点については総裁からも意見を伺つておきたいと思つたわけですが、この民営化によつて独禁法の適用を受けて分割の可能性が強い。これは先ほど指摘いたしましたように、たばこ産業の特性として、規模のメリットを不可欠の要件とするこの事業の中で、この要件が損なわれるおそれがある。国際競争に、巨大な国際たばこ資本との競争に打ちかつ条件を損なう、こういう趣旨からだけでも完全民営というようなことはあり得ない。

あるいは、たばこ事業というものが持つてゐる特殊性の一つに、やはり喫煙と国民の健康という課題もある。これは営利事業、純粋に利潤を積み

上げることに最大の目的を置いた民営企業の中で、この部分についての一定のチェック、対応を求めることは限界がある。これは健康問題にとどまらず、公社制度自体がそうであるように、公共性と企業性の調和の中でこの事業が推し進められてきた。今、その企業性をどう高めるかという課題の中で制度改正が議論されているということではあつても、本来この事業が持つてゐる社会的な、公共的な要素というものを無視するようなことはあり得ないというふうに思つたわけで、特にそういう部分では、さっき大臣も言われたように、この事業が国や地方の財政寄与という、財としての役割を越えてさまざまな、例えば地域経済との融合、あるいは安定雇用への貢献とか、あるいは良質のたばこを開発するための高度な研究開発、技術開発、これは公社はかなり進んだ力を持つに至つてゐるというふうに思ひますけれども、やっぱりこれはある面では公社ならではの、そういう関係の中でつくられた要因がある。このたばこ事業が持つてゐる一つの側面というものを完全に放棄して完全民営というものは、将来、第一に挙げた、あるいは大臣の御指摘になつた規模のメリットといひますか、大規模性という要因を除いても、これはやはり到底避けられない課題だといふふうに私は考えるわけでありまして、

幸い大臣からは、単に完全民営へ向かつてのワソステップとしての新会社ではないといふことを明確に位置づけて、民営を否定するといふ立場でこの法案の提案があることの趣旨の説明が明確にされました。竹下大臣の最近の御答弁の中では大変立って歯切れのいい答弁と伺つて、その部分については大変共感を示すわけでありまして、総裁も同様の所見であるか。

同時に、そういう前提で今度の新しい会社組織を考へる上で、先ほど私、大臣にもお尋ねいたしました中で必ずしも明確に触れられなかつた、積極的に日本のたばこ産業を大きく世界的な規模で展開をしていく戦略、そういうものを目指してやる経営の体制——これから細かきことをお尋ねし

ていきますが、経営形態と言ひ切れるような案に今の案がなつておるのかどうかということについてのお考えを、総裁からもまず伺つておきたいと思ひます。

○長岡説明員 お答え申し上げます。将来の私どもの経営形態の問題でございますが、規模の利益が大事であるということ以外に、波沢委員が御指摘になりましたような、例えば喫煙と健康の問題あるいは未成年者の喫煙の防止の問題、あるいは広告宣伝についての節度あるビヘイビアと申しますか、あり方その他から考えまして、完全な民間企業として、利潤追求だけを考へておればいいという表現は適切かどうか存じませんけれども、そういうことだけを考へてやつていけばいい企業体よりは、公共性を持ったものの方が望ましいであらうということは御指摘のとおりでございます。

ただ、ざりざり詰めてまいりますと、世界各国の中には、民間企業でたばこ事業が営まれながら、やはりそういう問題について別の角度からいろいろ規制を行つてゐる国もあるわけでございます。そういう点から申しますと、本当にせんじ詰めていた場合には、やはり大蔵大臣が言われましたように、厳しい国際競争に勝ち抜いていくためには、何と申しましてもせつかく三千億本を超える規模を持つております今の私どもの経営体を、分割することなく一つの企業体として、合理化を図りながら厳しい競争に耐えていくということが一番大事なポイントではなからうかと存じます。それはやはり公共企業体の専売公社が、制度の改正になりました。純然たる民間企業と申しますか民営ではなくて、政府関係の特殊法人の中に一定の政策目的に奉仕する存在として位置づけられまして、それによつて独占的な製造が維持できるといふところが一番ポイントではなからうかと思つたわけでございます。

したがって、結論を申しますと、私どももいたしまして、今度の制度改正が分割・民営へのステップではなくて、新しい事態に対処してい

く上において、日本のたばこ産業の中核的存在として、国際競争に負けないように頑張っていくための制度改正であるというふうに理解をいたしておるところでございます。

○波沢委員 おとこの本委員会の中で、新たな経営形態についての政府との今後のかわり方等について、幾つかの見解が政府側から示されているわけでありまして、株式の放出に絡んで、株主権の行使という問題については小野監理官が答弁をされているようにすけれども、その要約を改めて聞いておきたいと思っております。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

日本たばこ産業株式会社の株式につきましましては、日本たばこ産業株式会社がいわば一定の政策目的を持った会社といたしまして適切に運営されることを担保するために、恒久制度として二分の一以上の政府保有義務を課しているところでございます。また、たばこ産業株式会社の経営が安定し、国内たばこ産業の安定のめどが立つまでの間、すなわち当分の間につきましましては三分の二以上の株式の保有義務を附則で課すことにしております。それによって政府が十分な監督ができるということを担保しているわけでございます。

なお、この前お答え申し上げましたのは、会社の株式の放出につきましましては、それぞれの特殊会社の置かれた状況によりまして一概には論ずることができないものであるけれども、いずれにいたしましても、今回のたばこ産業株式会社法案におきましては国会の議決を要することにしておるということをお答え申し上げたところでございまして、す。

○波沢委員 適切な事業運営がされるために、いわば株主権を背景に積極的に関与していくという趣旨が述べられておるように思われます。経営の安定的な状況をつくるまで株の保有を云々という部分は別といたしまして、株保有の、株主権の積極的な行使で積極的な関与、今のあなたの言葉で言えば、適切に事業運営がされるように関与していく、こういう趣旨を言われたわけですね。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

先日の本委員会で申し上げたわけでございますが、やや私の言葉が不足しておったかと思ひます。政府の株主としての立場は、いわば経営の基本方針の確保あるいは経営の健全性の確保ということを通じて出資金の安定を図ることにあるわけでございますけれども、一般の民間企業あるいは特殊会社等に対する政府の関与のあり方というたしましては、いわば後見的、間接的な監督からかなり詳細にわたる監督まで、いろいろな段階があると考えられるわけでございます。私が積極的と申し上げましたのは、そういう後見的、間接的監督にとどまらず、このような一定の政策目的を持った株式会社でございます。――本来、通常の業務に關しましては会社の経営の自主責任体制というものを最大限尊重していく。そのために、いろいろ公的規制というものはできるだけ緩和し、最小限のものにとどめていくというところが今回の基本方針でございますけれども、一定の政策目的を持った会社であります以上は、場合によつてはその会社の経営の基本方針に対して軌道修正を求め、いわば間接的、後見的監督にとどまらない場合もあり得るという意味で申し上げたわけでありまして、やや言葉足らずの点があつたかと思ひますので、この際補足させていただきます。

○波沢委員 これはとても納得のできる説明ではないですね。

今度のたばこ改革法案の原則というのは、一般商法に基づく特別法だというふうに理解しますが、そういうことですね。

○小野(博)政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○波沢委員 だとすれば、この法律に記載されていないものは、原則として一般商法の適用によるというふうに理解するのが当然ですね。

○小野(博)政府委員 政府関係特殊法人である株式会社ではございますが、今先生がおっしゃいましたように、原則的には商法に基づいて設立されるわけでございますので、それに対してたばこ産業株式会社に於いて所要の規制を加えているわけでございますから、それ以外の部分については、御指摘のとおり、一般商法の原則によつて律せられるものだと考えております。

株式会社に於いて所要の規制を加えているわけでございますから、それ以外の部分については、御指摘のとおり、一般商法の原則によつて律せられるものだと考えております。

○波沢委員 ということであれば、商法の原則というのは所有と経営の明確な分離、こういうことに相なるわけでありまして、これをどう理解しておるか。あなたの言うように、株主権を背景にして、政府の基本方針を貫くために積極的に関与するということがあることが、この法改正のどこに書いてある。何を根拠にしてそんなことを君は言う。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

積極的と申し上げましたのは、先ほど申し上げましたように、いわば後見的、間接的な監督規制にとどまらないという意味で積極的と申し上げたので、用語としては必ずしも適切ではなかったというふうに考えておるわけでございます。

株主の権限につきましましては、商法上、例えば定款の変更の議決であるとかあるいは取締役、監査役の解任の議決であるとか、あるいは合併、解散の決議であるとかいうように特別決議によるものもございまして、それ以外に、一般に役員を選任であるとか、そういったようないろいろな権限と申しますか、株主総会の権限が商法上に規定されておるわけでございます。これらのものにつきましましては、当然株主としての立場から行使されることになると思つております。

○波沢委員 今回の提案の趣旨は、政府や議会の介入、統制を極力免れて、自主的な経営の体制をつくり上げるといふことに趣旨があることは、提案者のあなた方が一番御承知の上で説明をしておられることである。しかも、どこまでが実際自主的で、企業性、自主権、当事者能力と言うけれども、これからお尋ねしていきますが、まだ細かい点では定かでない状況の中で、株主権の行使というのには、場合によれば積極的に強権を、力を示して影響を与えますよ、そういうこともあり得ますよというのを言うのはまことに適当じゃないと思ふ。何の根拠もないです。法の趣旨にむしろ反するのです。そういうことじゃないのか。

大臣にお尋ねをいたします。やはりこういう八十年にわたる長い日本の専売事業の制度改革に当たつて、新たな経営形態、しかも民営のワンス・トップとしての一時しのぎの経営形態ではなしに、製造独占の恒久化、この特殊法人の恒久的な位置づけ、しかもこれをもって内外のたばこ産業の厳しい環境に対応していく、こういう重大な法改正の提案をしている。こういうことの中で、これはすべて明確にできる範囲のものは明確にして審議を尽くす責任がお互いにある。

この経営形態の部分におけるポイントは、どこまで自主性を、当事者能力を、つまり厳しい環境の中で、本場に言葉の上でなしに対応できるような組織をつくらせるかということにかかっているのです。あなたは、まずこの間の発言を取り消しますか。あなたの話は、いや、これはこの法の趣旨からいってもさまざまな政府などの介入、統制は最小限度に抑えるんだ、これが趣旨。けれども、けれどもの方にはあなたの姿勢はもう明らかに重点がかかつて、しかも積極的な介入ですね。放言をしているように私には響くのです。これは撤回しますか。何が中心なんですか。この経営形態における中心課題は何なんですか。統制に問題があるのですか、政府の関与権に問題があるのですか。我々は議会みずからの関与権をある部分、かなりの部分で放棄して、そしてなおかつこの内外の厳しい環境の中で、新会社の発足についての質議を積極的にやろうとしているのだ。こういう状況の中で、まだ具体的なことの何も明らかでない中で、政府の関与権の積極性、事と次第によつてはという言い方であるけれども、実に乱暴な内容で、これは大蔵省の本音か、それとも撤回するか。

○長岡説明員 株式会社移行後に株主総会において経営責任を問われる立場にある者としてお答え申し上げます。申し上げたいと思ひますが、政府関係は申すまでもないことではございますが、政府関

係特殊法人の中には、現在の私どもの公社のように、予算を国会に提出して国会の議決を経なければ予算というものが生まれないという、非常に、いわば政府並みのコントロールを受けておりますものから、最も制度的に公的統制の少ない経営形態として株式会社組織の特殊法人があるわけでございまして、したがって、現在御審議をいただいております日本たばこ産業株式会社法案におきましてこの会社というものは、専売公社時代に比べますと法律上の公的統制というものは非常に少なくなりまして、そして私どもが企業経営を弾力的、合理的にやれるような仕組みになっていると思っております。

しかし、一方において政府関係法人である以上、公的な目的に奉仕する義務を持っているわけでございまして、そういう場合に、法律上の公的統制を最小限度にするけれども、私どもがその経営の責任を十分に果たさない場合、果たし得ないような場合には、当然のことながら株主総会において株主がその経営責任を問う。そういう意味において、国が全額株主を持っているわけでございまして、国が全額株主を持っているわけではございませんから、株主である国が株主総会において監視の目を光らせるぞ、そういう趣旨の御答弁ではなかったかと理解いたしております。

○沢沢委員 新会社の新社長の予定者が、監督を受ける立場で監督のあり方について説明されても、これはお気の毒で聞いてられぬ話だ。大蔵省、代表して物を言った人がその点の見解を明確に示してほしい。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

今回の改革につきましては、先ほど大臣からもお話がございましたように、輸入の自由化に対処いたしまして、国際競争に十分対応できるように経営の自主責任体制を持った合理的な企業経営が最大限可能な政府関係特殊株式会社とすることが目的でございます。したがって、先生がおっしゃいますように、公的規制につきましては現行法上必要最小限のものにとどめておるところでございます。また、経営の自主責任体制というものを最

大限尊重していこうというふうに考えておるわけでございます。

ただ、私が申し上げましたのは、ただいまの總裁の御答弁にもございましたように、会社として会社法あるいは事業法の目的達成のために最大限の努力をされるというふうな考えでございます。そういうことで、万々一にもその事業法なり会社法なりの目的から逸脱されることはないというふうな考えでございまして、万々一の場合には、今總裁からお話ございましたが、株主権の行使もあり得るという意味で申し上げたわけでございまして、決してその日常の業務の遂行について私どもが積極的口を出すという意味で申し上げたわけではございませんので、御理解いただきたいと思っております。

○沢沢委員 仮にどんな形態になろうと、議会の関与権がどれだけ薄くなるかと、その事業に問題が起ったときには、国会は必要な手続を通して必要な制度改正も法律もつくるのです。だから万々一の場合には、いろいろなことが起こり得るかしらぬけれども、今法案の審議の出席に当たって二つの方針、そう受け取るのだ、今のあなたの説明は、一つには、最小限度に関与をとどめます、しかしやるときはやりますよ、その力のあることだけは、姿勢を持っていただくだけはつきりさせておきますよ、この二つの柱を説明しておる響きがあるのですよ。

なぜ今改めてそのことを言わなければならぬのか。誤解を招く部分は素直に取り消した方がよい。この法案の特徴は、あくまで基本的に、今度の新しい会社法に期待するものはまさに自主的な経営判断、経営能力、その機動性、企業性、人事も予算も財政も資金計画も、さまざまな点で大幅な当事者能力を与えるというところに――それがないから、今まで親方日の丸でどうという議論が論議があつて、こういう形が出てきているのでしょ

う、そもそものが、そこを転換する。最大限企業性を発揮できる、そういう条件をつくるということがあるとするれば、私はまさにそのことを執拗に繰り返すべきだ、そういう立場じゃないかと思うの

です。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

会社の業務運営とか経営判断とか、そういうものにつきましても会社の自主性、機動性というふうなもの、尊重すべきことは、まさに先生の御おっしゃったとおりでございます。政府の株主権を背景とする監督というものは、あくまでも間接的な、後見的なものでございまして、そういう意味におきまして、基本的には会社の自主性を最大限尊重するということ考え方に立つておるわけでございまして、したがって、このことが、今おっしゃいましたような親方日の丸意識と申しますか、あるいは従来批判がございましたような会社の企業性の発揮を困難にすることは決してないというふうな考えでございまして。

○沢沢委員 大臣にこの際率直にお尋ねをいたしておきますが、経営の自主性は拡大されていると言われども、よく見ると大蔵大臣の許可、認可事項もかなり多くて、監督権はかなりある。運用に期待すればいいじゃないかという部分も、そう言われるかしらぬけれども、特に人事の自主性、それから労務関係とかいろいろあると思うのです、自主権の内容を高めていくことで言います。

特に人事のことで言え、従来の大蔵省の人事権は、これは法定事項はありますけれども、そこを除いては、明文化されていない部分についてはもう放棄する。大蔵省の従来の人事権はなくなったものだと考えていいというくらいに性質のものだと私は思う。これが一つ。

それから、この会社は、天下り白書で言われる――この間白書を見ましたら、官僚の中の官僚大蔵省、質量ともに天下りの高い水準を占めてい

ると白書で拝見しました。最近、問題のサラ金の企業にまで大蔵省の優秀な官僚が行っておられるような趨勢までおありのようでありまされども、余分なことは言いませんが、この新会社について、これは少なくとも天下りの対象にはしないというくらいにこれは当然のことだと思ふ。政

府や議会の拘束でございまして總裁が何も決められない、そういうことがあるから思い切った仕事ができないというふうな状況を改革するというなら、当然これは従来の発想で大蔵省の傘の下で位置づけやならぬですよ。大蔵大臣、そういう考え方の方立つべきだ、これは明確に言っておいていただいた方がいいというふうに思うのです。

○竹下(武)大臣 基本的な考え方を申しますと、元来、今の専売公社でも、本当はかなり労務の自主性において行われる範囲はあると思ひますけれども、今いろいろ御指摘なさいましたような関係で、私どもが所管官庁という以前に財政官庁、こういう形で関与することがやはりあるな、こういう感じを私自身常日ごろ持っております。したがって、今度は何と云つたつていわゆる労務関係というふうなものについては、まさに私は最大限の自主性というものが与えられていくということ、は、今度の法律の一つのポイントじゃないかなと思っております。そうあるべきものだと思っております。

ただ、一方考えますと、一般の商法上による株式会社でございまして、有価証券報告書というものが毎日大蔵省の分室の方へどんどん出されていく。それらを一般の株主が見まして、そして総会に対応するところのいろいろな勉強の資料にする。だから今の場合、考えようによればというよりも、事実今度の株主、言ってみれば一億一千八百万人を代表する一人の株主、こういう感じになるわけでございまして、そうするといわゆる有価証券報告書、財務諸表等に多くの株主が参画できるように、国民全体を代表する株主としての地位というものは、それは万々一という言葉がいいのか、やはりそれなりにきちんとしておかなければならぬという考え方は持たないわけではございません。

が、人事ということになりますと、基本的にまず考えなければいぬ問題は、いわば当該者の出身母体がどこかというところはまず全く無関係に置いて考えなければいぬ。これは第一義的

にそういうものであると私は思っております。

が、その新法人の取締役及び監査役の選任及び解任の決議がなされた場合は、主務大臣たる大蔵大臣の認可を受けなければその効力が生じない。こういうところにいわば最低限の関与ということがあるわけでありまして、したがって、株主総会における選任、解任の決議あるいは大蔵大臣の認可は、新法人の役員としてふさわしいかどうかという見地から行われるものであって、最初申しましたように、当該出身の母体がどこかというようなことは考えの外に置いておかなければいかぬ問題だ。それでこそ、今度法律改正した意義の一つがあるんじゃないかというふうに考えております。

天下りという定義はなかなか難しいんですが、よく商業紙等が使われる、社会部記事における天下り先というふうなものとして特定して考えることはいけないというのは、出身母体がどこであるかというのを特定すべきものでない、同じ趣旨になるではないかというふうに考えます。

○波沢委員 私ばかりのことだけにこだわって言いませんけれども、天下りの定義は難しいのか、そういうまさに煙に巻く議論はない方がいい、もうわかつていることなんだから。それは場合によれば、まさに役所内部で操作をして回したというものでない人事もある。それも含めて、あるいは時に世間から、元大蔵省であれば、既に大蔵官房が手配した天下り人事配置の一環とみなされる、そういうことはあり得るでしょう。あり得るでしょうが、主として各省、それは残念なことにやっておるじゃないですか。老後保障の確かなのは、日本の政府の、やはり重要な地位を経験された皆さんであるというところは、これは何と言おうと動かない事実だ。だから私は事細かにあれこれ言いませんけれども、やはり基本的にそういう発想、姿勢でこの新会社の発足というのを見る

という視点がなければ、こういう法律改正をやる意味が損なわれるだろうということを言っているわけですね。その点については率直に、そういう趣旨で対応する、人事権の自主性、これも認めるような努力、したがって、その一環で天下りについても、従来とか言われるような指弾を受けないような厳しい対応を示すというところは、やはりはつきり言っておかれた方がいい、そうすべきだと思うのですが、いかがですか。

○竹下国務大臣 殿に憤まなければいかぬのは、俗稱天下り先ができたというふうな認識を持つことは、これは絶対排除しなければならぬという考え方を、私自身にも言い聞かしておるところでございます。したがって、人事配置ができた場合は、まさに波沢さんも、なるほど考えたと言われるようなものになることを期待し、そしてそういう方向で努力しなければいかぬと思っております。

○波沢委員 大臣の認可事項であります事業計画、こういうようなものは、やはり原則的なものととらえる。その新会社は日常的な細々としたことにについては云々、こう言われたけれども、具体的に言えば、資金計画とか収支計画の細目とかあるいは資金の自主的決定を損なうような、そういう関与はあってはならないと思うのであります。そうでない、経営自主権、当事者能力といつても、これは先になる。形は新会社になつたけれども、やはりちゃんと大蔵省の太いひもがついておる。ひもという表現は適当かどうか知らぬけれども、そういう形のものであったんでは意味がない。そういう危惧があるのですよ。新会社にいろいろ権限を付与したと言っているけれども、意外と基本的に変わらないのじゃないのか、肝心なところは、やはり大蔵の管理監督という太い筋筋で見ていく、そういう姿勢が基本にあるんじゃないかという危惧がかなりあるのです。ですからその点、いや、そうなんだと言ふなら、それはそれでまた議論がしやすくなるんで、御明確にすべきものだというふうに思うわけで、その事業計画等の

大要、大臣認可事項の押さえ方というものについて、どういう考え方が伺っておきたい。

ついでに労使の問題で、大臣は世界まに見る有数な専売労使の評価をされておる。後で労使問題、またお尋ねいたしますが、今度の新会社でまさにそういう労使関係というものは完全に自主権、当事者能力が付与された、こういうふうに言い切っている、そう認識していいということですね。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。事業計画の認可につきましては、先ほど来先生が強調されておられますように、今回の改革の趣旨からいまして、たばこ産業株式会社に対する政府の関与は、設立の趣旨に沿って、他の類似の特許会社に対する政府関与のあり方を考慮しながら、必要最小限にとどめることにしているわけでございますけれども、法律上認可を必要とするとしておりますのは、事業計画のみでございます。

事業計画と申しますのは、いわばその年度における会社の事業の基本的な枠組みに相当するものでございまして、これについては大蔵大臣があらかじめ認可をしておくと、いう必要性はあると考えておるわけでございます。他の特殊会社につきましても、大体同様の規制があるわけでございます。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、認可を必要としますのはこの事業計画のみでございます。この事業計画の内容をどのようのものにするかということにつきましては、現在大蔵省と公社との間で詰めておるところでございますけれども、例えば日本航空等の例に倣いまして、資金計画、収支計画等はいわば添付書類として添付をさせていただくというふうなことも、一つの方向として考えておるところでございます。

なお、当事者能力についてお尋ねがございましたけれども、今回の制度改正によりまして、公労法の適用から外されまして、完全に労働三法の適用になるわけでございます。したがって、労働三法上の当事者能力を完全に保有するということになるわけでございます。

○波沢委員 労使問題などさらに具体的なことは、また詰めてお尋ねをします。

ちよつと角度を変えて幾つか尋ねておきたい。五十八年度のたばこ事業の収益というのはどうなっておりますか。

○岡島説明員 お答えいたします。

現在決算を作成中でございます。したがって、その数字はまだ申し上げられませんが、五十八年度の見込みの数字で申し上げますと、たばこ事業の純利益は約五百八十億円というふうになっております。

○波沢委員 これは新会社になった場合の利益として考えていいですか。約六百億近い純利益が見込まれるということですが、新会社になつた場合、これが税引き前の利益というふうに考えていいわけですね。

○岡島説明員 現在の公社の経理のあり方とそれから税務会計のあり方と、若干食い違う面があるのではないかと、うろたえております。今度会社になりますと、私ももういわば法人税を納めるといふようなことになってまいります。したがって、現在の経理制度とそれから税法に基づく制度との間に、現在精査中でございますけれども、若干の違いがあるようにございます。例えば耐用年数なんかをどうするかとか、あるいは資本的支出と修繕費のあり方をどうするかとか、いろいろ利益の計算上の差がございまして、ですから、その辺で多少の違いが出てくるのではないかと、うろたえておるんですが、大筋としてはそんなに変わりがないというふうに思っております。

○波沢委員 この利益から何が引かれることになるわけですか。

○岡島説明員 御質問は、新会社に移行後の……(波沢委員「そうそう」と呼ぶ)新会社に移行いたしますと、今度は株式会社でございますから、法人税とか事業税とか、そういう直接税がかり

ます。それから、今まで非課税であった例えば固定資産税なんかも課税される、こういうふうにな

てまいります。その他、ちょっと今手元に資料を持っておりませんけれども……（沢沢委員「株主の配当」と呼ぶ）配当をどうするかというの

は、今後これから大きな問題になるのかと思っております。

○沢沢委員 新会社の株主配当というのはどの程度にする考えですか。

○岡島説明員 その点につきましては、まだ議論を十分いたしている段階でございますので、ち

よっとお答えの方はお許しいただきたいと思

います。

○沢沢委員 純利益の見込みも言えないというの

は何ですか。事情があつて言えないとは、どんな

事情。わからないというの、なぜわからない。

そんなことはないだろう。

○長岡説明員 公社の五十八年度の決算もまだ確

定款の中で資本金はどのぐらいに予定されるの

ですか。

○小野（博）政府委員 お答え申し上げます。

日本たばこ産業株式会社法上、資本金は定款の

定めるところによりまして決まることになってお

りまして、法成成立後設立委員会が開催されるわ

けでございますけれども、その設立委員会におい

て定められる定款によって決められることになっ

ております。

○沢沢委員 そんなばかことが答弁になると思

いますか。ここで資本金も純利益もわからない、

いろいろおっしゃるとおりであります。まさに純

利益も言えない、資本金も言えない、わからな

い。そんな会社に日本のたばこ産業を——先ほど

来質疑をしておるように、内外の厳しい環境の中

でこの事業を担っていく新会社を設立させようと

いうのに、そんな無責任な答弁で我々は任せるわ

けにいかないじゃないですか。会社の性格も中身

もこれは……（それでは審議できないよ）と呼

び、その他発言する者多し）そのとおりだ。

○小野（博）政府委員 お答え申し上げます。

ただいま申し上げましたのは法制度上の問題で

ございましたが、今後検討するわけでございま

す。現在検討中の作業方針でございますが、新会

社に対しては、国が直接ではなくて公社がその財

産を出資するという方式をとるわけでございま

すけれども、公社の財産は究極的には国民の財産と

いうことでございまして、この点にかんがみま

す、資本金についても慎重な処理が必要なか

わでございます。

一方、その新会社は輸入自由化後の競争状況の

もとで経営活動を行う立場に立たされているわけ

でございますので、ただいま純利益が幾らかとい

うお話がございましたけれども、その収益力に比

して過大な資本金を設定いたしますと、これが健

全な経営活動の阻害要因となることも考えられま

すので、そのような事態は避ける必要があるわけ

でございます。そういったようなことを考えなが

ら、現在一兆円の純資産から正当な理由によつて

控除し得る額、例えば公社は現在一般の民間企業

と違ひまして退職給付引当金のようなものを積ん

でおりませんけれども、そういう退職給付引当金

を設定するとか、そういったような控除をどれだ

け行行のが適当かということで作業中ございま

す。

○沢沢委員 これだけの法案を提案しておつて、

純利益も資本金も示せないというような状況で、

どうしてこんな重要法案と位置づけての審議がで

きましようか。

委員長、これは質問できない。（発言する者あ

り）委員長、聞いてないよ。今聞いてない。こん

なことでは質疑のしようがないと言っているの

だ。

○小野（博）政府委員 現在作業中でございますの

で、確たる……（発言する者あり）御答弁申し上げ

たいと思ひますが、現在作業中でございますの

で、確たる数字を申し上げられるわけではござい

ませんが、大体でよいということでお許しをいた

されるならば、大変大ざっぱでございますけれど

も、おおよそ二千万円が上限になるのじゃないか

と考えております。

○沢沢委員 これはそもそも審議に先立って提出

すべき重要な資料の一つだと思ひます。です

から、私はこの際、文書で緊急に、今尋ねた点を

きちんと回答することを要求します。

これは委員長、この委員会の審議の権威のため

にも、その程度の処置はぜひ委員長の権限におい

てお指図願ひたい。質問できない。

○互委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○互委員長 速記を始めて。

○小野（博）政府委員 現在の考え方について、確

定数字ではございせん、あくまでも見込みでござ

いいたしますが、一応の考え方を申し上げますと、五

十九年度末の公社の純資産額見込みというのは約

一兆二千億でございます。これから控除されるも

のとしたしまして塩事業の財産。これは塩専売事

業を公社にやらせま

す関係上、一般の資本金と分

離して公社に拠出することにしておりますけれど

も、この塩専売事業関係の財産。それから退職給

付引当金、賞与の引当金、これは五十九年の十二

月から六十年の三月分でございます。それから未

払い地方たばこ消費税、これは六十年の三月売り

渡し分でございます。等の合計約五千億円。こう

いった金額については当然控除し得るものという

ふうに考えております。これを控除いたしますと

七千億円になるわけでございしますが、さらに、納

付金率法定化以後の年度に生じたたばこ事業

に係る利益、これは五十四年から五十九年までの

間に約五千五百億円でございます。これはいわば

一般の株式会社でいえば利益準備金に相当するよ

うなものでございしますので、これを控除いたしま

すと、残りが約一千五百億円。こういうような

りろな数字があるわけでございします。この中

で、先ほど申し上げましたように、公社の資本金

と申しますものは究極的には国民の財産である

という点を考えまして、かつまた、余りに過大な資

本金である場合には公社の経営の健全性の阻害要

因になるというようなことも考え合わせまして、

目下鋭意検討を進めておるところでございます。

○沢沢委員 今の説明で、これはとても新しい会

社、経営形態に対する我々の判断をする材料には

ならないし、本来これは質疑がなくても、新会社

の経営形態に対する理解、法案の趣旨を委員に理

解させるための資料として、当然出すべきもので

ある。省政令の部分でも、これは建前からいへば

法律が上がつてからということであっても、重要

な部分については省政令の案という形で、それぞ

れ各委員に事前説明まで行われておるのです。そ

の対比で言うならば、八十年にわたる公社の大改

革をやるというのに、新会社の輪郭も我々自身

には定かでないような、そんな説明の仕方では我

々納得できない。それが今の説明にあらわれてお

る。しかも、私の最初の質問に対しては、これは

建前だけ言つて答弁は断つておる。声が大きく

つたにわかに、その他いろいろ。その他いろいろ

第一類第五号

大蔵委員会記録第二十六号

昭和五十九年六月二十二日

禁止法がそれらのものに対する調整機能を働かすというふうなこともあろうかと思ふのであります。が、今おっしゃいましたように、俗によく言われる、いわゆる親方日の丸とかそういうものは非能率であつて、そして民間のみが能率を上げるものであるというふうには私も考えておりません。これは、おのがじしそのところに従ひ、きちんとその公共性のあるものに対する役割を果たしていつておられるところもたくさんあるわけでありまして、専売公社の、いわば製造独占、販売独占の二つも持つておつた今日も、公共性の中ですべて立派に機能してきておられるというふうには私は理解をしております。

そこで、どこまでが公共性か、あるいは私企業分野はどこかということは、それぞれの国のいわゆる政治の問題でもあろうかと思ふのであります。が、少なくとも国民全体の中で、ひとしく国民としての権利義務に對應して、いわゆる財政とかそういうものが出勤して對應していくものがまさに公共部門というふうに私はこれを位置づけておるわけでありまして、だから公経済と私経済といへば、企業は私経済、そして国家財政なかんずく予算あるいは地方公共団体、これらはやはり公経済の範疇に属するでございましょう。したがつて、また別の角度からいへば、いわゆる競争原理だけではとても覆ひ切れない国民に対するサービスの提供というふうなものは、従来国有鉄道などもそれを果たしてきたでありましようし、これはやはりいわゆる公共分野に入るべきものではないか、こういう感じで受けとめております。

○上田(卓)委員 まあ臨調だとか行革だとか財政再建だとか、こういうふうな何か一つのはやり言葉というのか、そういう一つのものの中からは、先ほど私が申し上げたように、公的企業は悪である、私的企業は善である、こういう競争原理が入るとするならば、国家の役割、公共の役割というものとはもう全く否定される、こういうことになるわけで、大臣もそういうふうに公共のもの、公のものとはすべて悪だというふうには考えてない、

公共の役割というものは果たすべきものがある、こういうことで、一般論としては私も大臣の考え方もさほど変わりがないというふうに思ふのであります。しかし、やはり具体論というふうになりますと、電網とか、今問題になっております専売制度の問題、国鉄の問題あるいは関西空港の問題、こういうふうな形で、実際の国会の議論を見ていますと中身は余り変わらないのに、何か形だけを変えようとしている。そして形を変えながら、いつの間にか実質中身も変えていつて、全く民営あるいは分割というふうな、やはり結局公的なものは不経済である、全部民間の活力でと、こういう形になつておるんじゃないだろうか、こういうふうに我々は考えざるを得ないわけでありまして。

そこで、そういう公共的なものがやはりどうしても効率が悪い、経済性が悪い、こういうことから、ややもすれば政府というものは小さければ小さいほどいいんだ、こういうふうな考え方が根底にあるのではなからうか、こういうふうに思ふわけですから。そういう点で、資本主義社会、産業社会が誕生して以来、国家の役割というのはいくら高まつてきて、大きな政府にうつつたりつたりあるわけでありまして、これを急激に小さな政府に切りかえるというところは、恐らく資本主義の抱えるいろいろな矛盾、失業の問題とか経済恐慌の問題とか、そのほか公害の問題とか、いろいろ問題があるわけでありまして、そういう問題を解決していくと思へば、おのずからやはり大きな政府でもつて対応せざるを得ない。資本主義社会でも、自由な発展という初期の時代ならいざ知らず、国家独占と言われるこういうような時期の中では、おのずからやはり国が産業に果たすべき役割というものは、大きくなりこそすれ小さくはならないというふうに思つておるわけでありまして、そういう物の考え方について大臣はどのようにお考えでしょうか。

○竹下内閣大臣 今おっしゃる意味は、私なりに理解できる話であります。それで、私は現実の今日の世界情勢等々から見ましても、一つは原始共产主義社会から封建主義社会、資本主義社会、そしてそこに矛盾が生じて、分配の公平を旨とする社会主義社会という、歴史的必然性というものの教わつたことがございます。

さて現実の政治というのはどういうふうになつておるか、こういうことを言いますと、やはり国家統制力の非常に強い社会主義体制というものの中には、いわば自由競争原理のいいところ、メリットの部分を導入して自由化の傾向というものが進んでいく。それから、爛熟した資本主義社会の場合は、そこに今おっしゃいました公害でございまして、そこにはいろいろな問題が出て、そこに今度は社会公共の秩序という原則が働いてきておる。したがつて、その出発点が共産あるいは社会主義社会であつて、あるいは無産自由主義社会であつて、この現実人類全体の英知というものが両者の出発点から徐々にこれを近づけて、その間において将来の構図を描いた場合にはそれが非常に近寄つてきて、そして分配の公平というふうなことを絶えず念頭に置きながら、いま一つ努力と報酬の一致というこの自由競争原理というものを巧みに調和して、だんだん両方が近づいておるといふのが現状認識として持つべきことじゃないかな、こういう感じがいたしております。

○上田(卓)委員 資本主義社会というのは、やはり競争の原理が働いて、弱肉強食といひますか、富める者がますます富む、そして貧しい者はますます貧しくなる、こういう格差が生まれるのが私は競争原理だと思ふのです。だから、そういう点で、やはり資本主義社会におけるところの国家の果たすべき役割というものは、そういう、あるところから税金を取つて、そして低いところにそれを土持ちする、そうやって公平な、国民の自由なりあるいは福祉なり幸せというものが均等化される。そのことを公共の立場から見ても、私的な企業というのはいはれ全体のことを考えない、自分の企業のことだけ考えるわけですから、そうすれば、やはり公害という観点から見ても国の方の

施策が必要であるし、また、福祉あるいは教育というものについても国の役割が大きいのではないかと。オイルショック以来、世界が非常な低成長というよりも恐慌的な状況の中で、日本が非常に奇跡的というのですか、そういう形で通り抜けてきたのも、やはり戦後一貫して、社会党だけじゃございませぬけれども、皆さんが努力されて、それなりの教育と福祉を保つてきた、そういうことが大きな社会不安というものをある程度緩和する役割を果たしてきた、こう言つてもいいのではなからうか、こう思ふのです。そうでなければ、大変な社会不安が現在起こつても不思議でない状況にあつたらう、こう思ふのです。

そこで、政府なりあるいは大蔵省がここ数年來やつてきた施策というものは、緊縮政策ですね。財政赤字を口実にして、政府なりあるいは大蔵省の国民経済に果たす役割をできるだけ小さくしようという考え方であつてきたのではないかと。しかし、今日国民が求めておられるのはそういう緊縮政策じゃなしに、景気回復のための積極的な経済政策運営ではないか、このように思つておられるわけでございます。国民も、もうこれ以上我慢できないという状況になつておると我々は考えざるを得ない、このように思つております。過去四回の総選挙を見ましても、そのうちの三回までが、実質的な伯仲を国民が求めているというところは、やはり自民党政府に対する国民の、あるいはもうこれ以上我慢ならぬという怒りの反映だといふふうにも考えなければならぬのではないかと、こう思ふわけでありまして。特に、来年度のマイナスイシューング論というのに対して、野党だけじゃなしに、与党の中からも、例えば宮澤さんなどは資産倍増論というふうなものも掲げて、積極財政、拡大均衡

論を主張されておるようでございますし、また、経済界においても積極的にそれを支持する考え方もあるやに聞いておるわけでございます。

本法案とは直接関係ないといふものの、国民がその点について非常に関心を抱いておるところでありますから、大臣がそれらの国民の意見ある

いは自民党内での若干のそういう積極財政論に対する意見等に考えがあれば、ひとつお答えをいたしたいらうが、このように思います。

○竹下国務大臣 現在の経済状態をどう見ていくか、上田さんと私との本委員会を通じての議論をずっとトレースしてみれば、言ってみればあなたが拡大均衡で私が縮小均衡、強いて位置づければそういうふうな位置づけられるかな、こういう感じがしております。

それで、この機会でございますので、私なりに今思つてみますと、今おっしゃいましたように、福祉とか教育とかいうお話がございましたが、確かにこれは、私もこの間三回目のサミットへ参りまして、どういふ観点から日本を見ていくかという、これは自由民主党とかいう問題じゃない、要するに文盲率が仮に日本の次がアメリカにしても、十五歳以上の男女にして字の書ける者が日本のまず四倍ぐらい。そうすると、ほかの先進国は大体十倍ぐらいおるわけです。高等学校進学率を見ても、日本、アメリカ、その次に韓国、それからフランス、西ドイツ、イギリス、こういう順番になります。だから、たまたま歴代保守党政権、あるいは片山内閣もございましたけれども、そういう日本の過去の政治体制というのが教育というものに非常に力を入れてきたから知識水準も上がったに違いない、それが一つには尊敬されておるゆえんになっているんじゃないか。だから、自由民主党とかいう問題ではなく、日本の戦後今日まで行われてきた政治の生んだ果実というものは、私は、これは私どもの先輩たちの努力のたまものじゃなかったか、こういう感じがしております。

そこで、今度は経済の問題ということになりますと、これは一九四五年に戦争が終わって五年間は、食うに精いっぱい。それから朝鮮戦争を契機として、日本の工業がもう一遍息を吹き返してまいりまして、それで前進の時代とも言われるべき五十年代が続いて、繁栄の時代とも言われる六十年代というのが続いてきた。その辺で、私がいつ

かもお答えしましたように、世界銀行なんかから金を借りて、それでできたものが新幹線であり東名高速であり、あまたの水力発電等のダムである。やはり、うちも、開発途上国という表現は適切でないかもしれないが、中進国のような立場で、そういう国際機関等に支えられて今日あるのだな、こういう感じもしみじみと持ちます。

だが、今仮に一人当たり所得を見ましても、日本以上に購買力のある国民は世界にはほとんどなかった。そういった事実と、購買力がないことには、せつかつ日本の優良な製品も売れないわけでございますから、したがって、経済協力の必要性もまた現実問題としてそこにもあれば、そしてまた、かつては日本よりも高いヨーロッパに追いつけ、追い越せ、そういう高い状態のところへ物を輸出しておつた。それが高い状態でないわけでございますから、勢い安定成長というものにございまして、高度経済成長になれております。したがって、一〇％ぐらいの成長でないか景気のうちにあらぬという意識が自分自身にあるのじゃないか、やはり四〇％程度の成長が普通だというある種の意識転換というものもしていかなければならぬじゃないかな、こういう感じがしております。そこへ、よく縮小と言われるゆえんのものもありはせぬかな、こう思います。

それからもう一つの問題は、話が長くなって恐縮でございますが、やはり私も今度サミットで議論したときに思いますのは、昭和五十二年に、日本にいわゆる機関車論で内需振興をやつてもらった、それはありがたかったという感じがないのであります。むしろ、それによって財政赤字を多くして日本に済まなかった、こういうような感じでありまして、そうして、例えばイギリスにしても、そういう機動的な役割がかつてのイギリスの支配下の中進国等々から期待されて、自分らもまた全部財政赤字を持つた。それで、世界じゅうの先進国が、人口で言えばサミット参加国というのは六億でございますから一三％、それで五六、

七％のGNPを持っておる。だが、それらの国が全部財政赤字になった。したがって、それが高金利というものを生んで、結局開発途上国は今までの債務も返せぬようになれば、新しく金を借りる力もなくなった。だから、むしろ先進国が、緊縮財政とは申しませんが、そういう財政赤字をつくらないような努力をしたならば、その余剰の貯蓄というものが開発途上国へいわゆる資本輸出され、先進国のものもまた買えるだけの購買力もつてくるのじゃないか。

だから、今度不思議に思いましたのは、貿易黒字に対しては申しからぬ、こういう話がなくて、日本が持つておる長期資本収支の出と経常収支の黒とがちょうどとんとんくらいになりますから、むしろ資本輸出国として、低利にして良質な資金の供給源としての日本の国の役割というようなものが評価されてきておるのじゃないか。だからその意味においては、おのがじしなところから従い、先進国がまずはこの財政赤字からの脱却をするのが先決だ、こういうことが一応の合意になったわけですね。

そうなりますと、シーリングの問題に返ってまいりますと、シーリングというものは、私も不勉強でございますが昭和三十六年から行われております、言ってみれば予算編成作業の一つの手法ではないかというふうに受けとめます。そうしますと、そのうち、去年のことを思い出してみますと、例えば人件費でございますとか年金でございますとか、そういうものは増分としてこれを位置づけて、それから医療費とか生活保護をゼロンシーリングにして、それから一〇％シーリングが四兆幾らか対象になりますか、公共投資等五％シーリングというものが七兆幾らになりますか、そういう形でやつて、総枠の中で、大蔵省は専門家でございませぬから、各省の専門家の皆さんでひとつ内なる改革をしてください、こういう手法でやってきましたわけでございます。

一概にシーリングといえど何か全部頭から五％とか一〇％とか切つてしまふような暗い印象を与えてきたとすれば、やはり我々のPR不足ではなかったかな、そういう反省を持ちながら、いつも申します「七、六、五、四、三、二、一」といいますか、平均値でございますが、その程度の実質成長率を見込んで枚々営々として努力するのがあるべき姿かな。その辺がまた、いつも上田さんに批判されておるところでもあるわけでありまして。

○上田(卓)委員 後でまたそれはちょっと突っ込んで話をしたいと思ひますけれども、我々としては、専売公社を特殊法人にすべきでない、現在の公社制度でも十分輸入自由化に対応できる、また対応させるような対策を立てるべきだ、こういうふうな考えをおるわけでございます。特にこの経営形態の変更が分割・民営化のワンステップではないか、こういう懸念を我々は抱いておるわけですね。昨日の本委員会では大臣の答弁では、このたび、塩事業については分割・民営化は好ましくない、このように明確に答弁されたというふうに思ふのですが、それはここでもう一度確認できますか。

○竹下国務大臣 この問題、私も正確に申し上げなければならぬと思ひます。とにかくにも割高な国産産物を抱えた現状のもとにあつて、我が国は国際競争力の点から著しく問題がありますので、分割・民営化は適当でない。いろいろ議論した結果、基本的にそこに達したわけでありまして、したがって、今度の改革におきましては、割高な国産産物を抱えた状況のもとで、一方は輸入自由化を行つて、しかも我が国たばこ産業の国際競争力を確保していこうというわけでございますから、特殊会社は改組しつつ製造独占を付与する以外にはない、こういう判断に達したわけでありまして。

今度の改革法案におきます特殊会社という経営形態及び製造独占は、いずれも恒久的な措置とされておりました、特殊会社化が分割または民営に

至る経過措置として位置づけられておるものではない。これだけははっきり申し上げておかないと、いろいろな意味において関係方面に不安、動搖を与えてはならないと思つたから申し上げておるわけでございます。

○上田(卓)委員 ということは、現時点で割高な葉たばこの在庫、また葉たばこという今のような状況のもとでは、民営とかあるいは分割という形にはならない、独占という状況を実施しなければならぬ、こういうことのように思ふけれども、何か民営・分割化のワンステップでないと言ひながら、やはり行き着くところはそこに行くのじやなからうかという懸念を、大臣の今の話の中でも感ぜざるを得ないわけですか。

そこで、ちょっと大臣にお聞きしますが、割高な葉たばこあるいは在庫を相当抱えていますね。これはどうしたら割高でなくなるのですか、それを聞かしてくださいます。

○竹下國務大臣 今抱えております在庫の措置といたうこと、どう位置づけるかというところはこれから問題でございますが、それはパイオテクノロジーみたいな感じで農業大革命が行われれば別でございます。そういう場合には別でございますけれども、基本的には、結局口に入らない農作物としてたばこそのものを位置づけてみた場合においては、私は率直に言つて、自然条件、天候、それからいま一つは面積の問題等からして、いつも言うようにございまして、アメリカの二十六分の一の面積であつて農用地面積が六十分の一でございますから、人間一人当たりになると向こうは三十倍土地があるわけでございます。そうすれば粗放栽培という中でやれますし、コストが安くできますし、そういう気候等を含む自然条件、土地の広さというところからしてはかなりの努力をしなければ、割高でない原料葉というものをつくるのは、これはパイオテクノロジーみたいな問題が起されれば別でございますけれども、なかなか難しい問題だ。

しかし、現実十萬一いっしやるわけですから、

その方々といろいろな連絡をしながら、その耕作者の方々の生計というやうなことを当然考えながらやつていくために、詳しくは事務当局の方からお答えした方が適切であらうかと思ひますが、各種審議会等においてこれをきちんとしていこう、こういうことでございまして。ただ、自然条件等からして見た場合、同じコストで原料葉がつくられていくというのにはなかなか難しい。品種の改良等はございまして、なかなか難しい問題だと私も思つております。

○上田(卓)委員 公社の方からお答えをいたしたわけでございますけれども、四月二十四日の読売新聞に、この改革案が通れば、来年から向こう五カ年間に、現在の三万七千人の公社職員を約一万人削減する。それから二番目には営業所、製造工場の数を二分の一から三分の一に統廃合する。それから三番目には国産葉たばこの産地の集約化などで原料費の引き下げを図る、こういうやうな趣旨のことが述べられておるわけでありまして、このような合理化案というものが既に準備されておるのですか。

○長岡説明員 お答え申し上げます。

現在公社を取り巻いております情勢は大変厳しいものがあるといふことは御理解いただけたと思ひます。消費が停滞きみであること、あるいは外国たばこの競争が激しくなつていくといふやうなこともございまして、厳しいわけでございます。したがって、そういう厳しい環境の中で、私どもが日本のたばこ産業の中核的存在としてたばこ産業を支えていくためには、当然のことながら国際競争力を身につけると申しますか、が必要であり、そういう観点から経営体質の改善等を図らなければならぬことは事実でございます。そういう意味での経営合理化といふのは、今まで公社の形態のもとにおきましても、でき得る限り努力してきたつもりでございますけれども、今後さらにその必要性は増すものと考へまして、一生懸命に現在具体的な成案を得ようと努力している段階でございます。

したがって、日本のたばこ産業全体が合理化の方向に向かつて進まなければならないといふことは事実でございますが、ただいま上田委員が御指摘になりましたやうに、何万人人を減らすとか、どれだけ事業所を減らすといったやうな問題については、まだ具体的な成案に到達している段階ではございません。

○上田(卓)委員 大臣、公社を特殊会社にするこの眼目は輸入の自由化に対応する、こういうことであります。臨調答申では葉たばこの在庫が一年分余分にあるんだといふことであります。自由化に対応するといふことは、すばり言うなら外国たばこを輸入するということですか。輸入すれば葉たばこの在庫はなくなるんですか。かえつて輸入をとめた方が、在庫をなくする早道になるんじゃないですか。そこあたり、非常に矛盾と我々は考へておるのですが、大臣はどのようにお答えになりますか。

○長岡説明員 私からお答えをお許しただきたいと思ひますが、今度の輸入の自由化は、上田委員も御承知のやうに、製品輸入の自由化でございます。原料につきましましては、現在もう特にその制限はいたしておりません。ただ、めぐりめぐつてと申しますか、製品の輸入の自由化によつて国産のたばこの消費が減れば、したがつて、その国産のたばこに使う原料が減るじやないか、そういう意味で過剰在庫の解消には役立たないんじゃないか。そういう観点から申しますと、輸入の自由化が即過剰在庫解消に結びつく問題ではございませぬ。むしろある意味では、私どもにとつては大変大きな問題を抱えることにならうかと存じます。

ただ、やはり日本のたばこ産業全体が、みんな一生懸命に合理化を図りながら国際競争力を身につけようといふ立場から考へますと、輸入が自由化されることによつて、国内において競争状態が現出される、その競争を通じて私どもが合理化をしていくという意味においては、葉たばこの生産から製造、販売等に至るまで、やはり私どもが必然的に合理化の道を歩んでいくことになる

るわけだろうと考へておるわけでございます。

一方において、過剰在庫をどう解消するかという問題は、別途の角度から私どもは受けとめておりまして、これは決して簡単なことではないわけでございます。消費がどんどん伸びてはいるときであれば過剰在庫の解消も比較的楽だとは思ひますが、決してそういう状態でないといふものにおいては、現在この在庫をいかにして使い込みをふやしていくか。これは例えば各シガレットの葉組みと申しますか、その材料に使う葉たばこの種類、まあいろいろ割合があるわけでございますが、国産葉をたくさん使つた銘柄を開発して、それを売ることによつてその在庫を減らそうとか、あるいはこれは割高の国産葉でございますから若干赤字が出るわけでございますけれども、葉たばこの状態で輸出をするとかといふやうなことも含めまして、何とか過剰在庫の解消を図りたいという努力をいたしております。

ただどうも、今私どもいろいろ努力はいたしておりますけれども、私どもの努力だけで果たして本当にこの一年分の過剰在庫の解消が比較的早い期間に図れるかどうかという点については、必ずしも自信を持つておるわけではございません。で、その辺につきましましては、やはり生産者の方にも応分の御協力と申しますか、をお願いせざるを得ないかもしれないといふふうに考へております。

○上田(卓)委員 経営形態の変更それ自身は、この過剰葉たばこの解消にはつながらせぬね。これは全然関係ないですね。お答えください。関係あるのですか、ないのですか。

○長岡説明員 直接は関係ないと思ひます。

○上田(卓)委員 大臣、いわゆる製造たばこの輸入、製品ですね、これはなぜ自由化しなければならぬのですか。——大臣から。

○竹下國務大臣 その問題になりますと、要するに開放経済体制に率直に対応していくことが、我が国経済全体のためにいいことである。たまたま今御審議いただいております、いわゆる製品たばこの

自由化もその一つである。で、我が国の自由化に対する対応というものがまた全世界の、言ってみれば、いわゆる保護貿易主義の台頭を抑える大きな役割を果たすのではないかと、やはりの大眼目としてそこにあるのではなからうかというふうな考えのわけであります。

○上田(卓)委員 経営形態が変わるにしても、この独占事業は守るというところは、やはり外国の製品の輸入に伴って国内のそういうたばこ産業を守るといふ意味が、独占という意味に非常につながつていっているんじゃないかと思うのです。私は民営・分割化に反対です。経営形態も変える必要はないと思っております。しかしながら、今独占にしなければならぬ、この形態で置かなければならぬということ自身は、輸入の自由化はまだ早いということになるんじゃないですか。あるいはもう既になされていくことになるんじゃないか。葉たばこの在庫が余っているのでしょうか。こんな状況のもとで製品のたばこを大量に輸入。まあ売れるか売れぬかという問題はありますけれども、そういうものに道を開くということは大きな問題があるんじゃないですか。大臣、どうですか。

○竹下国務大臣 これはやはり世界全体の開放体制、そして我が国は貿易立国でございますから、まさに主として工業製品の輸出等において生活に必要なエネルギー等を求めているわけでございますので、保護貿易主義の台頭というのが一番我が国にとってはいけないことではないか。したがって、その場合、単純な一つの論理としては、この製品たばこが入ってきて、競争の結果どうなるかは別といたしまして、それは我が方も大変な自己努力をしていくにしても、葉たばこの存在そのものとこの自由化の問題とは直接結びつかなくて、仮にもし競争市場において輸入たばこのシェアが大きくなれば、在庫をさばくということに対してはいろいろな方法で工夫されておりますが、直接的には有利な条件にはならぬというふうに、私もそれは認識はしております。

○上田(卓)委員 それでは、もっと端的な言葉で言うならば、この貿易の自由化、これは世界のそういう大きな傾向ですけれども、しかし、各国には国のいろいろな国内産業の保護という意味から、あるいは保護貿易をしなければならぬ部分も当然あると思いませんか。そうすると、我が国の場合は例え貿易摩擦がありましても、去年度、成長率が三・四％と見通しておいたものが三・七％になった。しかし、依然としてその多くの役割が輸出産業で、外需に依拠している。そういう意味で、日本が少し景気がよくなったといったって、それは決して貿易摩擦の解消につながってない。逆に内需の拡大がはかばかしているために、対米一つ見ても不均衡があらわれている、こういうことですね。だから、日本の先端技術を中心とした輸出製品の見返りといえますかその犠牲として、我が国のたばこ産業がこれからだんだん輸入の自由化によって破壊されるということになるんじゃないですか。その点どうなんですか。

○小野(博)政府委員 国内たばこ産業に対する影響というお話でございますので、私の方からお答えすることをお許しただきたいと思っておりますが、製造たばこの輸入の自由化の必要性については、ただいま大臣から御説明のあったとおりでございます。それに伴いまして、やはり我が国の国内におきまして国際競争が生ずるといことは当然なわけでございますので、その結果として我が国のたばこ産業関係者に対して何らかの影響が及ぶことは避けられないことだというふうには考えております。

それだけに、今回の改革法案におきましては、たばこ事業関係者に急激な変化が及ぶことがないように慎重な配慮を加えているところでございまして、具体的に申しますと、我が国のたばこ耕作者につきましては、我が国のたばこ耕作等の現状にかんがみまして、葉たばこ全量買い取り制を維持するとか、あるいは葉たばこ審議会を設置するか、さらには葉たばこ審議会における審議基準を法律上明定する等の措置を講じておるところでございます。

ざいします。特に葉たばこの耕作面積及び買い入れ価格につきましては、製造独占が認められている会社が一方的に、実質的な買い手独占といたしまして買い入れ価格を決定するというようなことがないように、新会社内に葉たばこ審議会を設置いたしまして、そこで公正な審議をいただくことにしておるところでございますし、また、審議会の委員の委嘱に際しては、あらかじめ大蔵大臣の認可からしめることにより一層の公正さを担保することにしておる。そういうことでございまして、制度的に十分の保護措置を講じているところでございます。

○竹下国務大臣 今上田さんのおっしゃいました論理は、いつの時代にも自由化の場合にある論理だと私は思うのでございます。

それで、一方で例え葉種別で工作機械は随分輸出が活発になって、それで国内の工作機械業界が潤うかもしれない。そうすると、一方貿易の不均衡等から、我が国の産業を圧迫するような業種について自由化が求められ、それに対応していきますと何らかの影響は必ず受けていく。そういう結びつきでこれをとらえた場合には、そのような議論は成り立ち得る議論だ、これはいつの場合でもそうではなからうかというふうに私は思うわけであります。

ただ、私もやはり考えてみなければなりませんのは、説明もしておるわけでございますけれども、要するに油の九・八％を輸入しておるといふことになりますと、例えはこの間の値下がりだけで貿易黒字の三分の一、いわば払うべきものを少し払うわけでございますから、それが黒字の一つの要因にもなるわけでございます。しかしながらいろいろな国々で見ましても、まだ日本の場合いわゆる輸入超過の国、対産油国、あるいは先進国の中でいえばカナダとかいうところを見れば、これは輸入の方が超過しておりますので、やはり貿易収支なり経常収支なりというのはグローバルなといえますか、全世界的な視野で考えなければならぬ、二国間だけで見て考えるべきものじゃない

い、こう言って我々も折に触れ説明しておるわけでありませう。それをできるだけグローバルな形で均衡させようというところではないかという知恵が出て、ガットというものがあつたりOECDのような会議があつたりということと全世界の調整をとっている。

ただ、一つ言えますのは、そういう意味における経常収支の黒字に見合う一ちようどは見合いませんけれども、それがまた資本収支の流出として低利な、いわば良質な資本を開発途上国等に供給しておるといふ立場における評価もまた一方なされておる。だから、単品ごとの自由化と貿易とで考えた場合にはあり得る議論ではございまして、そういうのをできるだけ影響を少なく、かつ自立さすように、またそれが国際競争力を持つような努力を期待してこれからの進んでいかなければならぬ問題ではなからうか、こういうふうに考えております。

○上田(卓)委員 大企業だけじゃないけれども、そういう輸出産業のために零細な中小企業、零細企業あるいは農民、漁民が犠牲になっていくんです。今古々米の問題も大きな問題になっております。土地がありながら減反せざるを得ない。減反したために、例えば雨が降ってもやはりそれが洪水になりやすい。保水に今までそれが一つの役割を果たしてくれた。あるいはかんがい用水にしても、あるいは山林の伐採とかいうようなことの中からは、昔であれば、あの程度の雨であれば別段洪水にならないにもかかわらず、減反だけが原因ではないにしても、そういう日本の農業政策の中で大きな惨事になっているという場合は往々にしてあると私は思うのです。そうして今日減反の結果、あれだけ政府自身が輸入米を入れない、こういうことであつたにもかかわらず入れるというふうな形になってきている。

結局、私が先ほど申したように、やはり守るべきは守っていく。日本の国益というのはい体どこにあるのか。だから、今のようない経済構造であれば、どんどん欧米の自由化攻撃といひますか、そ

ういうものに押されて、だんだん次から次へと、日本の農民や葉たばこ耕作者も一緒であります。あるいは当然専売公社に働く労働者を合理化せざるを得ない。そうでしょう。輸入たばこが製品として入ってくるわけですから、それがシェアが広まれば、その分だけたばこの消費量は減つてもふえる傾向にないですよ。限られたそういう一つのシェアの中で外国たばこが入ってくるというところになれば、当然これは、先ほどそんな計画はありませんと言つた、やはり職員を一人、五年間に減らそうじゃないかと、あるいは葉たばこ耕作者の集約とか言つた、結局減反という形にしわ寄せがいくんじやないですか。だから、私から言うならば、絶対に公社制度を変える必要はない、外国たばこを輸入する必要はない。そんな日本の産業構造の中から出てきたはずみだということであつたとしても、日本の産業構造自身を切りかえていかなかったら、これは本当に日本の国益という立場からいって、葉たばこ耕作者はあるいは日本たばこを買つたらいいんだという理屈になりませんか。あるいは徐々にそういうことをやっていくんだというふうに考へていられるか。

○長岡説明員 過剰在庫問題を考へておりまして、私どもとしてもいろいろ苦勞はいたしておりますけれども、基本的な考へ方として、それならば国産の葉たばこはゼロになつてもいい、安い葉たばこを外国から買つてきてつくればいいじゃないかという考へ方は私どもはとっておりません。なぜかと申しますと、世界の葉たばこの市場からいいますと、例えばアメリカならアメリカが大変強い発言力を持つておるといふときに、私ども日本原料の一定の供給量を確保しておきませんと、いわば売り手の言いなりになつてしまふという危険性もあるわけでございます。したがういまして、私どもとしては、一定量の国産の葉たばこは今後とも国産の原料として維持すべきだというふうに考へております。

○竹下国務大臣 今おっしゃいます議論というのは、私は自由化の際にいつでもある議論だと思つております。そもそも貿易の自由化とは何ぞや、こういうことです。全地球上に生存する人類が安価に、良質なものを自由に、どこからでもとれる、こういうのが貿易自由化の大原則。しかし、そこには民族があり、国民があり、国家がある。その中の産業構造の中で、有無相通じながらも上手に調整していつて世界国家ができる、こういう立場にならうかと思つております。したがつて、今我が国の耕作者、そしてたばこ産業そのものを考へれば、自由化しないでこのままの体制の方がいいんだという論理も、現状固定の論理からいえば成り立ち得る論理であると私は思ふのです。

いつも感ずるのは、結局人口こそ世界で七番目でございますけれども、四十分の一の人口でもって十分の一のGNPを上げておる我が国のいわゆる国際国家としての立場から見た場合に、開放経済に背を向けるわけにはいかない。そしてまた、我が国が今日あるのは、我が国の国民の国内における切迫するものと良質な労働力とでも申しますが、そうしたものので今日の地位を得た。ただ、先ほど御指摘になりました、五十八年度でございますけれども、三・四を三・七に上方修正した中で、一・九が内需で一・八が外需でございますが、辛うじて一・一内需が多いとはいへ、もともとは六を外需に見ておつたわけですから、その限りにおいては三倍になつております。したがつて、片方は二・八でございますが、それが一・九でございますから、半分よりはちよつと上でございませうけれども、そういう外需依存の状態にあるということは事実でございます。したがつて、上田経済理論からいへばもっと内需を余計にして成長率を上げていけ、こういう論理の根拠がそこに存在する余地はあるな、いつの日かまた議論しなければいぬかなと思つて今承つておつたわけでございます。

○上田(専)委員 外需依存型の経済から内需依存型の経済に転換をしなければ、貿易摩擦の解消の根本的な解決にならぬ、私はこのように思ふのです。そういう点で、何もこれは私の理論じゃないので、多くの学者、経済人も言っていることだし、自民党の中でもそういうことを言う人がほとんどふえておることも事実であらう。恐らく大臣も近くそういうことを言い出して、また言わざるを得ないというふうなことも大いにあり得る。私は思ふのです。これはあなたの今の立場でそういうことを言つておられますが、少し立場がかわれば、内需拡大型で積極財政ということをいひ出すかわからぬというふうな僕自身思つていふのです。だから、余り強くこで言わない方がいいんじゃないかと私は思つていふくらいなんです。

そこで、外国製たばこが去年だけで約五十億本ですね。シェアにして二割強であります。聞きますれば、四、五年もたてばシェアを三〇％に拡大してみせるというふうなことを外国たばこのメーカーが言つておるようでありまして、大体どういふように予想されていませうか。

○長岡説明員 過去二、三年間の傾向を見ますと、いわゆる輸入自由化が行われる前におきまして、年率二割に近い程度で輸入品が伸びております。これが来年の四月一日に輸入自由化が行われた後で一体どの程度の伸びを示すであらうかという点の予測は、大変難しいわけでございます。

(委員長退席、中西(啓)委員長代理着席)

と申しますのは、何と申しましたもたばこは嗜好品でございます。これは習慣性と申すのでございませうか、自分がいつも吸つておるたばこに愛着を感ずるといふ傾向が相当ございませう。したがういまして、輸入品がどんどんふえてくればどんどん輸入品に回つてしまふというほどでもないと思ひます。

それから、今約三割ぐらゐになりやしないかという御趣旨の御質問がございましたけれども、これは恐らく、フランスやイタリーが輸入自由化したところ、国内のシェアが三割ぐらゐになつてしまつたところからの御指摘であらうと思ひます。

○上田(専)委員 外国製たばこの国内でのシェアが、フランスとかイタリーのように三〇％台になることはないと、あるいは、いつも吸ひつけているものが一番いいのであつて、急に外国のたばこを吸つたからどうのといふものでもないという意味じゃないかと思ふのですけれども、これは歯どめがないのじやないですか。そう思うというだけでいい。例えば五年後あるいは三年後に三〇％になるかも知れない。絶対させませんという保証はありますか。

○長岡説明員 絶対させませんと申し上げるのはいかがかと存じますけれども、外国たばこに負けないうような製品をつくつて、そういうことのないように最大限の努力をするということは、お約束

を受ける。その場合、それに対してどのように極力激変緩和対策をとるのか。そういうのが具体的ににあるわけですか。あれば言うてもらいたいと思います。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

現在葉たばこについて考えております点について御説明申し上げますが、先ほどちょっと御説明申し上げましたように、今次の改革法案については、たばこ事業関係者に急激な変化が及ぶことのないようにという配慮は十分に講じているところでございます。具体的には、現在のたばこ耕作等の現状にかんがみまして、葉たばこの全量買い取り制を維持する、それから葉たばこ審議会を設置する、葉たばこ審議会の審議基準を明定するというような措置を講じておるところでございます。

特に葉たばこの耕作面積と買い入れ価格につきましては、製造独占を認められる新会社でございますので、実質的な買い手独占になるわけでございますから、一方的に買い入れ価格を新会社が決定するようなことがないように、新会社の中に葉たばこ審議会を設置いたしまして、さらにその委員の委嘱に際しましてはあらかじめ大蔵大臣の認可にかかわらしめるという手段を講じまして、審議会の審議の一層の公正さが担保されるように配慮しているところでございます。

○上田(卓)委員 そこで、外国たばこ国内のたばこ、要するに競争力を高めるといふことなんです、現在どの程度の水準にあるのですか、日本のたばこは。

○西村説明員 ただいまの日本の製造の水準という御質問でございますが、製造技術といましていろいろ幅の広い、広範な領域がございます。それを一言で一概に結論づけることは非常に難しいわけでございますけれども、我々も従来たばこの製造機械の高速化なり、工程の連続化、自動化等を行ってまいっております、これらの技術の開発状況から見ますと、現在の公社の技術水準というのは大体先進国と同レベルくらいにあると私

ども思っております。さらに、たゞいまお話にありました原料の使い方、材料の使用の面におきまして、機械の効率、品質状況から推察いたしますと、先進国の中で比較的優位な位置づけにあるのではないかと考えております。

しかしながら、今後工場におきまして、各国とも大変エレクトロニクス等の技術が進歩をしております。その変化が非常に大きいわけでございますので、そういう面とあるいは今御指摘になりました国産葉の問題を抱えておりますので、今後ともコストなり品質の維持なりというもののついで格段の努力をしないといふ、なかなか国際競争力の面では難しい状態があるだろうと予測しておりますので、今後とも鋭意努力していきたいというふうに考えております。

○上田(卓)委員 今回の改革案を見ますと、大蔵省が唯一の最大の株主ですね。そして大蔵大臣の監督下にある、こういうことですね。だから公社制度から特殊法人に移すのは、貿易自由化に対応するといふことが一番大きなねらいだが、やはり可能な限り経営の自主性を与えるといふことがうたい文句ではないのか、私はこのように思っているのです。公社制度であればそれはできないのだけれども、特殊会社になればそのことができるんだと言いがらめです。やね、そうでしょう。株主であつて、それは独占だし、そして大蔵大臣の監督下にある、こういうことであるわけですから、僕は、すばり言うならば、現在の公社制度も可能な限りの自主性、裁量権を与えるべきだ、与えることができるというふうに思っているのです。が、大臣、どこにその差があるのですか。

○小野(博)政府委員 法案の制定の技術的な問題として私の方からお答えさせていただきます。思いますが、公社制度におきましては、従来いろいろ言われていたところでございますけれども、例えば労使関係について公労法の適用があるとか、あるいは国会議決の問題があるとか、いろいろと法的規制があるわけでございますけれども、公社

制度のままで今回の改革に対処しようとする場合には、やはりおのずからなる限界があるかと思っております。

と申しますのは、今回の輸入の自由化に当たりまして、十全な国際競争力を持つ、完全な当事者能力を持った、いわば経営の自主責任体制を確立した企業体とするということに關しましては、やはり現在の政府関係特殊法人の中で、そういう意味で最も合理的な企業経営が可能である特殊会社にするのが、今回の改革の趣旨に最も即したものであると判断した上で、このような形態をとることになったものでございます。

○竹下国務大臣 今、専売監理官からお答えいたしました。私が答えるのはどういう立場からか。お答えした方がいいでしょうか。ちよつともう一遍聞かしてください。

○上田(卓)委員 どういう立場で、大蔵大臣、株主として私は言っているわけでもないわけだけれども、いざにしろ監督する者と監督される者、経営の主体、あなた自身が経営するわけではないにしても、やはりそういう監督権といふのはあるわけでしょう。それから小野さんも、昨日の審議の中でも、政府が株主権を背景に積極的に関与する、こういうことを言っているわけですね。積極的に関与するわけですか。

○竹下国務大臣 詳細なこと、法制上の問題、そう詳しく知っておるわけじゃございませんが、これは私流に見ますときは、やはり公労法から要するに労働三法へのこの移り変わりといふのが一番大きいポイントじゃないかな。元来私、いささか私見を申し上げますならば、できるだけそういうものは自主的であつた方がいいと思っております。

したがって、重ねて申し上げようございしますが、世界に冠たる日本の労使関係、これが僕はどこへ行っても一番、威風凛々という言葉はいけませんけれども、逆に言えば褒められることじゃないかなと思っております。それだけの良識と知性といふものが日本人にはあるわけですから、本日は今日の時点においても当事者能力が可能な限

り出るのが結構だ。それが商法上の法人となり、かつまた、まさに労働三法の適用ということになっていけば、これは日本人の良識、従来の専売公社そのものからしても、その点の当事者能力が何よりも自由化に対応するところの活力になるもの大々となりますが、そういう理解の仕方から従来から持っております。

ただ商法上、よく私どもが有価証券報告書を受け取ります。その株主であることは事実でございます。それから、国民を代表した唯一のその株主が、有価証券報告書を見てから、ひとつどうか、こういう意見をするのでなくして、そこに最小限の関与の道が開かれておるといふことであつて、それは法律がひとり歩きすれば、人によつてその運用の方法は違つてくるという議論もございしますけれども、根底を流れるものは、まさに今度当事者能力とかそういうものに最大限のウェイトを置いた議論をしながら、可能な限りのそういうものをつくつていった。だから先例で見れば、例えば電燈でございますね、あれの法律と比べてどうかとか、あるいは日本航空の法律、あるいは既に完全民営化しましたが、これは最初の出資のときの趣旨も違つておりますけれども、例えば日本合成ゴム株式会社とか、そういうような、関与を最小限にとどめるといふ観点で、私が一条一条やつたわけではございませんけれども、そういう方向で立案してきたといふことは、私は自信を持ってお答えできることではないかな、こういう感じがいたしております。

○上田(卓)委員 いずれにしても、今まで自身がそうであつたわけで、余りにも公社の自主性を損なうことがしばしばであつた、それを改革するといふことであつて、特殊会社にしたからそれが改まるというふうなものではない。いわんや、先ほど私が指摘したように、さらに一層大蔵省、政府のそういうような介入が強まるのではないかと、う懸念すら我々いたしておるわけでありまして、うら、なおさらそういう経営の自主性といふものを

明らかにすべきである、このことを我々は申し上げておきたい、このように思います。

それから、先ほどもちょっと申し上げたんですけど、やはり少し確認しておかなければならぬ、このように思いますが、例えば新会社はたばこ製造独占権は恒久措置である、こういうことを一昨日も述べられておるし、また大臣も、先ほどそういう意味の独占権というものについても述べられたわけでございます。しかし、臨調答申では、「国産たばこ問題が解決され、特殊会社の経営基盤が強化された段階で製造独占を廃止」する、こういうふうになっておるわけでございまして、そういう点で、国内たばこ産業の維持発展というものを考えるならば、この製造独占を決して将来も崩すべきでない、このように私は考えているわけでございしますが、この点について再度大臣から明確にお答えをいただきたい、このように思います。

○竹下国務大臣 この改革法案において、たばこの製造独占を会社に付与しておるといふことは、いわゆる国産たばこの現状、それからたばこ耕作者への激変を回避しますという点とともに、国産たばこ問題を抱えた状況のもとでの国際競争力を確保するためのものであって、将来、製造独占についてどのように取り扱うかという問題がありましても、今申しましたような観点から検討さるべき問題である。すなわち、たばこの現状とかあるいはパイオテクノロジー、いろいろな問題ございまして、大変な変化があるというふうな事態は容易に想像できることではないと私は思います。したがって、あくまでもそういう問題を抱えたままでの国際競争力というものを確保するという観点から、将来にわたっても対応すべき問題ではないかということであります。

○上田(卓)委員 先ほどのたばこ耕作者の問題にまたかかわってくるわけですが、外国製のたばこのシェアが広まれば、国内たばこ産業が圧迫される、こういうことは当然のことであるわけですが、やはり公社もそういう立場になっ

ていただきたいのですが、約十萬のたばこ耕作者の生活というものを守っていかなければならぬ、こういうふうな思いのですね。だから、ここでどのような事態になってもたばこ耕作者の生活を守っていくのだ。また、こういうたばこ耕作者というのは本来にそういう立地条件といいますが、他の農業の耕作に適しない、また同時に、そういう意味では、それだけに転業が難しいというところから専業農家でもあるというふうな状況があるわけですから、どのような状況にあろうとも、減反を強いるとかいろいろな形で農家を犠牲にさせない、そういう決意というのですか、そういうものをここで述べていただきたい。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

たばこの買い入れ方法につきましては、現在の専売制度下におきましては、たばこの生産については、法形式上はたばこの耕作を一般的に禁止しております。したがって、公社が特定者について許可を行い、しかも種子から収納時まで各種の許可、制限等を行って、いわば完全に統制する仕組みになっておるわけでございます。

しかしながら、たばこを申しますものを別の面から考えてみますと、製造たばこの原材料という意味では一種の財貨でございますので、財貨の売買といたしましては、対等な当事者の取引関係によるのが普通でございますので、専売制が廃止された場合に、たばこについても一般の財貨の売買と同様のものであるということが考えられると思います。

また、社会情勢が変化いたしましたして、戦後、非常にたばこが不足しているような場合には密製造

というのがかなりあって、検挙件数なんかも相当あったように聞いておりますけれども、現状におきましては、密製造というものは全くなくなっておるわけでございます。そういう状況で、たばこの耕作を全面的に許可制度に置いておく必要性が極めて希薄になったわけでございます。

○長岡説明員 許可制から契約制への改定の点につきましては、ただいま監理官からお答え申し上げますが、たばこ耕作農家の安定を今後どうやって図っていくかという点につきましては、率直に申しまして、私どもの公社にもまだまだ合理化を行う余地が残っていると思っております。たばこ農業につきましても、生産性の向上あるいは品質の改善等について、まだまだ合理化努力の余地があるかと思っております。そういうような努力を払うことによつて、国際競争力を身につけながら、現在程度に、要するに国産のたばこを主原料として我々がたばこをつくるべくいくという考え方は、今後も維持してまいらなければならないというふうに考えております。

○上田(卓)委員 たばこ耕作者の生活を守る、しかし、そういう合理化すべきものは合理化していく、割高にならないようにしていかなければならぬ、国際競争力という問題もあるのですから、これは、先ほど私も申し上げたように、本来ならば、こういう分野というのは保護していく、ある程度割高であっても仕方ないのだというぐらゐの割り切り方をしないと、そういう国際自由化の中で実際に生き延びていくのだからどうだろうかということを私は考えざるを得ないので、すね。

米の問題でもそうですよね。日本の米、いろいろおいしい米もありますけれども、カリフォルニア米など非常においしいものですよ。そういう点で、初めから競争できるのかできないのか、努力は必要だけれども、ある程度競争に耐えられないものはもうだめにしてしまおうのか、それとも守っていくのか、その問題じゃないだろうかと思

思うのですよ。だからそういう点で、外国のシェアの問題もあるというものの、この産業を最後まで守ろうとしているのか、もう努力してあんなにたつたつたしてしまってもいいと思っておるか、そのことが私はいわば根本的な問題だと思うのです。その中でやはり守るんだ、にもかかわらず努力するんだというなら、それなりことはわかるのですけれども、そこあたりをもう一度述べていただきたいということ。

それと、許可制から契約制に変わるといふことで、言葉がなじまないといふこともありますが、これは公社から特殊法人になったからそういう用語になっただけであって、中身は全く一緒なんだというふうな解釈していいのですか。何か違いがあるのですか。言葉が変わったから中身も違ふのだというふうな解釈していいのですか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

専売制度が廃止されました特殊会社になったわけでございまして、(上田)委員「まだなっていないじゃないか」と呼ばれ失礼いたしました。特殊会社になるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、許可制から契約制に変更されるわけでございまして、買い入れの手順とかそういったようなものにおいて、従来と大きな変更はございません。(上田)委員「何が変更のですか」と呼ばれ、許可制が契約制に変わるという法律上の問題でございまして、内容的に大きく変わっているわけではございません。

○上田(卓)委員 大きく変わらぬ、全然変わらぬのですか。変わるのだったら何が変わるのか、言ってください。

○小野(博)政府委員 例えば、現在耕作許可制でございまして、概算払い制度であるとか、あるいは災害補償制度であるとか、そういったようなものは法律に規定しておりますけれども、今後は基本的には耕作者と会社の契約内容となる。その契約内容についてはおおむね同様と申しますか、変更することは考えておられないようござい

すけれども、そういった点で、手続的な点と申し
ますかあるいは事務的な点と申しますか、いろい
ろ変化はございます。しかし、買入れの手続そ
の他大筋のところは変わらないと申し上げてよろ
しいと思ひます。

○上田(卓)委員 全量買い上げ制で、それはもう
原則は変わらないから、つくったものはみんな買
つてもえらる、こういうことですね。

○小野(博)政府委員 契約でございますので、会
社との間で特定の面積、種類について契約をする
わけでございますが、その契約した面積から出て
きた葉たばこにつきましては、原料としての使用
に適しないものを除いては全量を買ひ上げること
にしております。

○長岡説明員 補足的に御説明申し上げますが、
今度の制度改正でどこが変わるか申しますと、
現在のところ葉たばこというのは、国家の専売
権があるわけでございますから原則禁止で、それ
で許可をするという形をとっておりますが、これ
からは、私は量としては大したことはないと思ひ
ますけれども、例えば花を咲かせる鑑賞用の葉た
ばこというのがあるのでございます。こういうい
たようなものについては、恐らく自由に農家が
つくることができるといふふうになるかと思ひま
す。

ただ、たばこの原料の用に供するものについて
は、従来と同じように全量買い上げをする。「た
ばこの原料の用に適さないものを除き」という
意味は、これは現在の許可制においても、適しな
いものは、もちろん農家とちゃんと相談はいたし
ておりますけれども、廃棄処分その他の措置をと
つておるわけでございます。そういう意味にお
いては実質的に変わりはないとお答え申し上げら
れると思ひます。

○上田(卓)委員 今「原料の用に適さないもの」
ということをやられたのですけれども、それは現
行法の十八条の三項によると、「納付するに適し
ないもの」という言葉でした。それが今度は
「原料の用に適さないもの」、一体何が違うので
すか。言葉だけでですか、中身は変わらないので
すか。

○長岡説明員 納付という表現も、やはり専売権
に基づいてたばこ耕作を許可して、それを買ひ取
るというところからきた表現だろうと思ひます。

○上田(卓)委員 先ほどの葉たばこ農家の立場、
そういうものを守つていくということについてお
答えください。

〔中西啓)委員長代理退席、熊川委員長代
理着席〕
○長岡説明員 お答え申し上げます。
たばこ事業法におきまして、第一条で法律の
「目的」の中に、「製造たばこの原料用としての
国内産の葉たばこの生産及び買入れ並びに製造た
ばこの製造及び販売の事業等に関し所要の調整を
行うことにより、」とありまして、日本のた
ばこ産業を維持していく中に葉たばこ農家が入っ
ていることは間違いございません。

それから、たばこ産業株式会社法は、これを受
けまして第一条「会社の目的」のところ、「た
ばこ事業法第一条に規定する目的を達成するた
め、」という会社をつくるということになつて
いるわけでございます。したがしまして、先ほど
来何回も繰り返しましたように、会社といたしま
しても、葉たばこ耕作農家といたしまして、合
理化の努力は払わざるを得ないと思ひますけれ
ども、基本的に日本の葉たばこ農家を維持してい
くという考え方は、そのまゝ貫いていくことになる
と思ひます。そういう仕組みになっております。

○上田(卓)委員 そこで、先ほど申し上げたよう
に、過剰在庫問題ですね。こういう問題について
は、年々生産されるものでもありますから、それ
では過剰のものをどうするか。そこへ外国製のた
ばこが入ってくる。こういう板ばさみで、なかな
か容易に解決するという問題でもなからう、こう
いうふうに思ふわけでございます。そういう点
で、葉たばこ耕作者に対してあくまでもそういう
独占で保護していく。保護という言葉がいののか

どうか別にして、そういうものを守つていくとい
うことが非常に大事ではないか、こういうように
私は考えておりますので、やはりいろいろ——今
度特殊会社になるというところの中で、我々が切り
捨てられていくのではないかと。今までは公社で買
ひ上げてもらった。移行形態でややそういうこと
がまだ守られておるとはいふものの、将来どん
どん耕作者が切り捨てられていくのではないかと
いう不安があるわけですね。八十年間続いたこの制
度でありますから、変えるということについて、
名前も許可制から契約制になるとか、原料の用に
適さないとか、そういう形の言葉が少し変わつて
くるものですか、やはり非常に不安を覚えてい
るということがあるわけでありまして。

具体的なそういう保護というものを頭に置い
て、さらにそこでは、原料葉の輸入割
合ですね。現在三五〇程度というように聞いてお
るわけでございますけれども、外国の葉たばこが
どんどんふえてくるということになると、また国
内の葉たばこが圧迫されるということになるわけ
でありますから、こういう割合というものは今後
も守つていくのですか、どうですか。

○長岡説明員 基本的には現在の割合を維持して
まいりたいという気持ちでございます。

○上田(卓)委員 将来変えるわけですか。

○長岡説明員 将来にわたりますと今の割合を維
持していきたいというふうな意味でございます。

○上田(卓)委員 ぜひともそういう形でしてもら
いたいというふうに思ひます。

そこで、時間の関係もございまして、少し小
売店の問題等にも入りたいと思ひます。

現在、日本のたばこ販売店、小売店——私もお
じいさんの代から小売店をしておるわけで、小さ
いときはたばこを売った経験もあるわけござい
ますけれども、そのほとんどが零細な小売店でご
ざいます。家族合せて約百万人が生計を営んで
おる、こういう実態があるわけございまして、
零細なたばこ販売店、小売店の生活の安定を図る
という意味で、今まで指定店ということ、また

特に社会政策の一環として、身障者あるいは母子
家庭に対して指定優遇措置というものがとられて
きたわけでございます。そういう点で、指定制か
ら許可制というふうな形になるのかもわかりませ
んが、私はこれは中身は全く同じものだというよ
うに思つておるわけでありまして、その点につ
いてどのように解釈されておりますか。

○小野(博)政府委員 今次の改革におきまして、
小売店につきましては、八十年の専売制度のもと
におきまして、流通制度の上でそれなりの役割を
果たされてきたわけでありまして、一挙に
自由化したと申しますと、指定制度を廃止
いたします場合には、大変な混乱が生ずることが
考えられるわけでございます。そこで、従来は公
社が指定するということにわづか指定制度であつたわけ
でございますけれども、今回の改革法案におきま
しては大蔵大臣の許可制とすることとしておるわ
けでございますが、その内容については、実質的
な変更は行われていないわけでございます。

○上田(卓)委員 指定制から許可制といひま
すか、大臣の許可ということ、中身においてはい
ささかの変更もないということですね。

そこで、このたばこ事業法の第二十二條の一項
によれば、小売販売店は当分の間、営業所ごと
に大蔵大臣の許可を受けなければならぬ、こうい
うことで「当分の間」ということが入つておるわ
けであります。ということは、「当分の間」を過
ぎれば、指定制といひますか許可制といひます
か、そういうものがなくなるというように解釈さ
れるんですが、その点どうですか。

○小野(博)政府委員 今回の小売人許可制度の趣
旨と申しますのは、ただいま申し上げましたよう
に、小売人指定制を一挙に廃止した場合には流通
秩序に少なからぬ影響を与える、その結果として
零細小売人の共倒れであるとか、あるいは深刻な
社会問題を引き起こす可能性が大いというよう
な既存小売店の実態、先ほど先生がおっしゃいま
したように極めて零細な小売店が多いというよう
な実態にかんがみまして、小売人への激変を回避

する意味から、当分の間小売販売業についての許可制を採用するわけでございます。

そこで、この激変回避措置でございます小売販売業許可制につきましては、輸入自由化後に新たな流通秩序が形成されまして、許可制を廃止いたしましても小売人に対して激変が生じないというような状況に至るまでの間、それが「当分の間」ということの意味でございますけれども、維持される必要があるわけでございます。したがって、この時点がいかなる時点になればそうなるかという点につきましては、現時点では申し上げかねるわけでございますが、そういう状況が現出した場合にはどうすべきかというのは、その場合における日本のたばこ産業なり小売店の状況なりにおいて判断すべきものだと思います。

○上田(卓)委員 指定制と実質的には変わらないというならば、この「当分の間」というのはもう当然なくすべきだと思います。そうせぬと、将来許可制がなくなつて自由販売になるということになるのじゃないですか。指定制と変わらないと言いつたら、将来どこでも売れるということになります。現在の指定制のそういう将来性がどうなるのか、生活権が奪われるということになるのじゃないですか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。現在の専売制度下におきましては、たばこの小売店というのは公社の手足ということに法律上位置づけられておるわけでございまして、一般に国民が自由にたばこの小売店を営業することは認められておらないわけでございます。今回の法案において提案されておりますたばこ専売制度の廃止によりまして、今まで禁止されておりました営業の自由が復活するわけでございますので、許可を得ればという前提条件はございますけれども、基本的にはたばこでも小売営業ができる、また小売価格は自由に決められるという状況になるわけでございします。しかしながら、先ほども申し上げましたように、専売制度の廃止に伴いまして、小売人指定制、小売定価制というのを一挙に廃止した場

合には、八十年にわたる専売制度の歴史の中で一定の秩序を形成してまいりました流通分野に少なからぬ影響を与える、また零細小売店の経営規模の縮小であるとか経営悪化であるとか、あるいは共倒れ等、社会的混乱を起す、ひいては財政収入の安定的確保にも悪影響を及ぼす、そういうことが大憂懸念されるわけでございます。

以上を総合勘案いたしまして、小売人に対する激変を回避するという意味で、当分の間、小売販売業の許可制並びに小売の定価制を採用することとしたわけでございます。

○上田(卓)委員 大臣、いわゆるたばこの独占の恒久性といいますが、やはり独占が維持されなければならぬ。それと同時に、耕作たばこを全量買い付ける、不適当なものは別にして、つくったものは買う。それから、たばこの小売段階で指定制が許可制になるにしても、やはり自由販売ではない。定価も、店によって、地域によって値段が違ふのではないに、一つの製品はどこへ行つても値段は同じだ。これはワンセットじゃないですか。だから、当分の間許可制にする、将来はなくなりていくということ、あるいは将来定価もそういう形で各店によって違つてくるんだということになれば、いわゆる特殊会社自身もまた、はつきり言えば実質的な民営・分割化というようになつて、全量買い付けというものが崩れてしまふことになるのじゃないか。その点、一貫性がないように思ふのですけれども、どうなんですか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。製造独占につきましては、先ほど来る御説明申し上げましたように、割高な国産たばこを抱えた現状のもとで、会社が国際競争に十分耐えていくために設けた措置でございます。小売店の場合につきましては、これまた先ほど御説明申し上げましたように、現状において一挙に指定制、定価制を廃止する場合には、零細小売店に対する影響が非常に大きく、社会的混乱を生ずるおそれもあるということで設けられた措置でございます。そして、それぞれ設けられた理由と申しますか、設け

た根拠が違つておるわけでございますので、必ずしも連動するものではないというふうに考えております。

○上田(卓)委員 私もくだいようですけれども、割高などという言葉は余り使わないでほしいと思ふのです。割高でいいんじゃないですか、一生懸命みんな努力してやっているんだからね。それは割高な部分もありますよ。このたばこ産業が地域経済にどれだけ尽くしているか、そういうふうな例えはたばこだけじゃなしに、米をつくっている農家が本場に税金を食いつぶしているようなことを言うてみたり、本場にそういう意味では、先ほど私言いましたように、もうかるから私的企業、もうかるから公的企業、そんな問題じゃないですよ。もうかるものからないにかわらず、その産業というものの重要さというもので、さういふことから、ある部分は私的なもので、あるときは公的な部分という形になっているんじゃないかと思ひます。また、こういう国内の状況等を思えば、特に我が国は資源がないわけでありまして、割高になつても守るべき産業は守つていくという観点があればならぬのじゃないですか。聞いていたら、割高で、何かもう厄介者みたいな物の言い方というのは、私はどうだろうか。なというふうに思ふのです。だから、ある程度合理化するということ自身は私はわかりますけれども、余りそういう耳につくような物の言い方というのはやめられたらどうですか。あなた、そのことについてどう思ひますか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。製造たばこの原料としての国産たばこ輸入業たばこを比較いたしました場合に、これはむしろ公社の方が専門かと思ひますけれども、品質、喫味、その他いろいろございまして単純な比較は難しいかと思ひますけれども、一般論として輸入業たばこの方が国産たばこよりも安いというところとが言われている意味で申し上げたわけでございまして、決して先生がおっしゃいましたような批判がましい意味で申し上げているわけではございません。

○上田(卓)委員 たばこというのは嗜好品ですから、たばこを吸う人にとっては安いにしたことではないかもしれないけれども、まあそこそこの値段で価値上げしたって吸っているのですから。それは外国たばこの競争関係はわからぬでもないですよ。しかし、何ぼでなければならぬということはないんですよ。そういう意味を我々はやはりよく考えなければならぬし、政府のいろいろの事業の中で割高で、必ずしも採算とれないものはたくさんありますよ。しかし、採算とれないからといってけしからぬということはないですよ。大事なことは大事なんですから。社会的に必要なものは必要なんですから。そのことをひとつ十分に理解してもらいたい、このように思ひます。その点について大臣にも、時間があれば最後に申し上げたいと思ひますので、もう少し前へ進みたいと思ひます。

それで、「当分の間」ということで、いつかというところは具体的に明示されておるわけではありませんが、この言葉自身には私は必要でない、不適当だと思つておるわけですが、要するに実質的な指定制と変わらないというところでありますから、現在の零細な小売店、また今まで果たしてきた役割というものを十分考へて、どこでも売れるというところで生活権を脅かすことのないように、今までどおりのやり方で、許可するものは許可していく、指定店を、ふやすものはふやさないけれども、指定店でも、むやみにふやさないというような立場が大事ではないかというふうに思ひますので、その点が一点。

それから、我々は、断固反対でありますけれども、もし公社から特殊法人になれば、当然これはたばこ消費税で小売店への記載の義務化というのですか、そういうものが出てくるわけでございしますが、非常に零細でありますから、記載義務といったってなかなかないというところがあるかと思ひます。そういう点で、そういうものの運用に当たっては、十分に小売店の実態というものを

を配慮して、できる限り簡素化していくというところが大事ではないか、私このように思いますので、その点についてお答えをいただきたい、このように思います。

○小野(博)政府委員 指定基準の点についてお答えしたいと思います。

今次改革において小売指定制を小売販売業許可制に改めるわけでございますけれども、許可基準につきましては、たばこ事業法案の二十三条に規定しているところでございます。距離基準であるとかあるいは売上高基準であるとか、現在の小売人の指定基準が基本的には維持されたものとなっているところでございます。

○梅澤政府委員 ただいま御審議をいただいておりますたばこ消費税法の二十五条で、たばこ御指摘がございました販売業者の方に一定の記帳をしていただくという規定を設けさせていただいておるわけでございますが、これはたばこ消費税というところでございますので、他の間接税とバランスをとりますと、検査取り締まり上必要最小限度の帳簿は記帳をしていただく、こういう趣旨でございます。

具体的には政令で定めることにいたしておりますけれども、法案を成立させていただきまして後、私どももいたしましては、酒税とのバランスをとりながら、この制度の内容は決めるということにさせていただく予定でございますが、たばこもおっしゃいましたように、非常に細かい事業規模の方も多いわけでございますし、販売業者はそもそも納税義務者ではございませんので、必要最小限度の簡易な記帳にとどめる。例えば毎日毎日記帳するのではなくて、一月くらいまとめて記帳するとか、そういう執行上あるいは運用上の問題につきましては、もし法律が通りまして後、執行当局と実態に即した運用を十分図りたいと考えております。

○上田(卓)委員 税の問題で少し申し上げたいわけですが、特殊法人の新社社になれば、これまで課税されていなかったところの法人税、それ

れから印紙税、地方税の事業税あるいは事業所税などが新たに課税される、こういうことになるわけでありまして、そういう意味で、新会社の安定的な経営ということと税制との絡みを一体どのように考えておられるのか、お聞かせいただきたい、このように思います。

○長岡説明員 新会社が発足いたしますと、株式会社組織でございますので、公社のときとは違いますが、法人税あるいは事業税その他固定資産税等についても租税の負担がふえることは事実でございます。ただ、私どももいたしましては、そういう税金の負担にたえられるだけの経営内容をこれから努力して実現していかねばいけない。利益があつて初めて税の負担が行われるわけでございますから、その程度の税負担にたえられるだけの利益を上げるような経営努力を払うというつもりでやっております。

○上田(卓)委員 そういう面から見ても大変なことで、我々も考えるわけです。そこで、政府はこの八三年と八四年に二年間の時限措置として、たばこ一本当たり〇・三四円のいわゆる臨時納付金を専売公社から受け取っておるわけでございますが、これは当然来年度以降はなくなる、そのとおりですね。

○平澤政府委員 この三十四年につきましては五十八、五十九年度ということになっておりますので、法律上当然になくなるわけでございます。

○上田(卓)委員 次に、健康の問題について少し質問したいと思います。

喫煙と健康問題は、今日世界的な問題として注目されているわけでありまして、特に世界保健機構、WHOではたびたびこの健康に対する警告や宣伝広告の規制を呼びかける決議が出されておるわけでありまして、また厚生省も、WHOの指摘に従って、喫煙が肺がんや気管支炎などの病気と密接な関係があるとの観点から、行政指導で、公共施設などにおける喫煙規制や喫煙に対する警告を行つておるのが現状だと思つております。しかし、今回の専売改革と輸入の自由化により、国内市場

で内外のたばこの激しいシェア競争といえますが販売競争が予想されるわけでありまして、専売公社は、喫煙と健康問題に対してどのような対応をとってきたのかということですが、たばこに表示しておるようでございますが、それでは新会社になったときは一体これをどうするのか、そこに変化があるのか。健康問題に關しての宣伝のあり方、そういうものについてお答えをいただきたいと思つております。

○長岡説明員 現在どういふ措置をとつておるかという点につきましては担当者の方からお答えを申し上げますけれども、私ども、喫煙と健康の問題に對する適切な対処ということは、たばこの製造、販売主体としての社会的責任の重要な部分であると考へております。したがって、公社が新会社になつても、この責任はいささかも変わるところがないと思つております。新会社になりまして、喫煙と健康の問題を説明するための研究の一層の充実を図るとともに、ニコチンやタールの含有量の少ない製品の開発等に努めて、消費者の喫煙と健康問題にかかわる不安の解消に努めてまいらなければならないと思つております。

○丹生説明員 現在公社でとつております喫煙と健康に關係をいたします措置、これは今総裁からお答えいたしましたように、新会社移行後も続けたいということでございますけれども、一つは包装の注意表示というのが御存じのようにございまして、四十七年以來やっております。それから、ニコチン、タールの含有量の公表を販売店頭並びに新聞に對して行つております。四十七年以來実施をいたしております。それから、広告の自主規制をやっておりますが、これは四十四年以來でございます。

それから、それから、喫煙に關する医学的研究。これは私どもの中には専門家がおりませんものですが、外部の専門家、日本全国の専門の方々に委託いたしまして研究を行つておりますが、昭和三十一年以來実行しているわけでございます。それから、商品の關係をいたしましては低ニコチン、低タールのたばこ。これは一般の消費の傾向がそ

ういうことでございまして、また、健康に配慮いたしまして、今後ますますこういう傾向のたばこが必要となるということで、低ニコチン、低タール製品の開発に努力をしております。今後とも続けてまいりたいと思つております。

それから、未成年者の喫煙防止に關しまして法律があるわけでございますけれども、私どももいたしましてその法律が守られますように、販売店を通じて喫煙の風習が未成年者の中に広まらないような御協力をいたしているわけでございます。

それから、喫煙マナーにつきまして、昨今受動喫煙とかいうようなことと關係いたしまして、非喫煙者からいろいろ問題提起がございまして、結局、これは喫煙者と非喫煙者がお互いの立場を尊重し合うというところで調和をしていただくというところかと思つて、私どももいたしましては喫煙者の方々に、非喫煙者に対する心遣いを日ごろ心がけていただきたいというような意味での喫煙マナーに關するキャンペーンを実施してまいりましたし、現在また実行中でございますが、今後ともこういったような点につきまして引き続き努力してまいりたいと思つております。

○上田(卓)委員 現在、日本のたばこのケースには「健康のため吸いすぎに注意しましょう」という文言が入つておるわけですが、アメリカでは「公衆衛生總監は、シガレットの喫煙はあなたの健康に危険があると決めています」と、こういうふうに書いていますね。西ドイツは「喫煙はあなたの健康を危うくします」、それからフランスは「吸い過ぎは危険」、こういう表示がされておるわけですね。

そういうことを考えますと、各国と比較すると日本の表示は極めて穏やかといえますが、緩やかといえますか、そういう表示になつておるわけですが、これはまた堀先生の方から後日あるかも知れませんが、今の日本の表示でいい、欧米並みにしなければならぬと思つてゐる、その点はどうなんでしょうか。

○小野(博)政府委員 たいだいま先生がおっしゃいましたように、外国の表示文言を見ると、注意というよりもウォーニングと申しますか警告の方が多くなっていることは事実でございますし、またアメリカのように、かつてコーションという表示であったものをウォーニングという表示に変更した国があることも存じているところでございます。

しからば、我が国の現行の注意表示文言をいかにすべきかというお尋ねでございますけれども、現在の注意表示文言は昭和四十七年の四月でございますが、専売事業審議会におきまして、専門家の参加の上において慎重に審議された経緯を踏まえて決定されたものでございます。表示文言の内容につきましては、たばこをめぐる環境の変化であるとか、そういったことに伴いまして、常に見直されるべきものであると思っておりますけれども、他方、慎重な議論を経ることなく変えることにも問題があるかと思っております。したがって、制度移行後、専売事業審議会にかかわるべきたばこ事業等審議会において、再度専門家にも参加していただいた上で、注意表示の内容についても検討してまいりたいと考えております。

○上田(卓)委員 たばこ事業法案の第四十条は「未成年者の喫煙防止及び製造たばこの消費と健康との関係に配慮するとともに、その広告が過度にわたることがないように努めなければならぬ」というふうにしておりますね。それから輸入自由化による販売合戦等、また広告宣伝を大量に行つて市場進出するという外国たばこのやり方、ずっとその他の国でも既になされておるわけでありまして、そこで広告が過度にわたるといふ基準は何か、こういうことになるわけでありまして、これが一点。

それから、当該広告を行う際、大蔵大臣の指針に従わない者に対し必要な勧告を行う、勧告に従わなかったときは、その旨を公表するということになっているが、これで果たして規制できるのかどうかというように思っています。

諸外国の広告規制を見ますと、アメリカでは一九七一年以降、法律によつてラジオ、テレビによる広告が禁止されております。それからフランスでは、一九七六年から全たばこ製品のテレビ、ラジオによる広告及び公共の場における広告が禁止されておるわけです。また西ドイツでも、一九七五年からフランスと同様に広告が禁止されております。しかし、日本ではテレビ、ラジオによる広告は野放しであるわけでありまして、自由化で過当宣伝になるのを抑えるためにも、やはり宣伝広告の規制を強化すべきではないか。そのことが国内たばこ産業を守ることもなるのかどうかですが、いずれにしても、外国ではテレビとかラジオは禁止している。我が国は野放しである。ところが、外国の場合はいろいろな新聞とか雑誌とかに大変なお金をかけて宣伝をしておるようでございます。そういう点で、自由化されたらシェアが一変するほど大変な意気込みで我が国での宣伝がなされる、そうすると公社もしなければならぬ。こういうことで、やはりそういう規制ということが大きき問題になるのじゃないか、このように思っていますので、その点についてお聞かせいただきたいと思ひます。

○小野(博)政府委員 製造たばこの広告の問題につきましましては、世界各国、テレビ、ラジオを禁止しているところは多数ございますけれども、法律によつて禁止しているところ、あるいは自主規制によつて禁止されているところがあるわけでございます。我が国におきましては、従来公社を中心としたしまして、自主規制によつて広告の内容あるいは量について規制が行われ、それなりにその効果が上がつておると考えているわけでございます。

ただ、しかしながら、まさに先生の御指摘にございましたように、今後製造たばこの輸入自由化に伴ひまして国内で競争が激化してきた場合には、必ずしもその自主規制が守られなくなるという可能性もないわけではございません。そういう意味合いにおきまして、四十条において広告規制

についての規定を置いたわけでございますけれども、やはり広告というものは、営業の自由であるとか表現の自由であるとか、そういう問題にもかかわるものでございますから、基本的には業界の自主規制によつて行われることが私どもとしては望ましいと考えております。

そこで、四十条に規定する広告に関する措置は、どのような場合に過度にわたることになるかというところでございますけれども、製造たばこの広告が過度にわたるか否かにつきましましては、先ほど先生のお話にもございましたように、外国メーカーの場合には日本に数十倍する広告費を使つていふというふうな話もございまして、基本的には社会通念上の判断によらざるを得ないものだと考えております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、広告の制限と申しますのは国民の権利義務に関するものでございまして、製造たばこの広告に関する指針を大蔵大臣が示すべきときに至つてはどうか、あるいは指針の内容をどうするかということについては、たばこ事業等審議会の場におきまして十分な御検討をいただきまして判断すべき事項だと考えておるわけでございます。

それから第二点、過大な広告をした者に対して勧告や公表という手段のみでは実効性が上がるのかということでございますが、たばこ事業法におきましては、大蔵大臣の示した指針に従わずに広告を行つた者に対して勧告を行い、さらにそれにも従わない場合にはその者の氏名等の公表を行えるように措置しているところでございます。この公表制度は、違反の事実及び違反企業名を国民一般に知らせまして世論に訴へることにより、業者の名誉、信用に打撃を与え、過去の違反につき事実上の制裁を加えるとともに、将来の違反の発生を防止することを目的としたものでございまして、特に今日のように情報化社会と申しますか、情報が非常に発達している社会におきましては、こういうことでの公表と申しますものは、名誉とか信用を大切にす企業にとりまして大きなダメージを受けることになると思ひますので、その実効性は大きいというふうに考えております。

○上田(卓)委員 そういふ意味で余り過度にならないような宣伝の規制と申しますか、そういうことをぜひとも望みたい、このように思ひます。当然ニコチン、タール量の少ない、またおいしければこをつくらなければならぬということになるわけでございますが、いずれにしても吸ひ過ぎは健康に害を与えるわけで、いわんや、成長盛りの青少年がこういうものを喫煙することについては誠に慎まなければならぬ、こう思つております。これは公社とか大蔵省という立場だけではなしに、厚生省、文部省とも提携して、そういう青少年に対してそういう措置を厳重に、横断的にやる必要があるのじゃないか。そのことをひとつ強く要望しておきたいと思ひます。

塩の問題について少し触れてみたいと思ひます。私は、塩はいわゆる代替性のない生活基礎物資である、全国一律の安い価格で安定的に供給する非常に大事な製品だ、こう思つております。そういう点で、まさしくこれこそ専売事業でなければならぬ。それ一つから見ても、新会社へ移すということは全く変則的も変則的、このように本當に危惧するものであります。

塩専売法案の附則の第二条によれば、「政府は、国内塩産業の自立化の目的が得られた段階で、この法律について検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずるものとする」ということになっておるわけですが、この自立の目的が得られた段階というのはどういう状況を指しておるのかということ。それから、もし仮に自立の目的が得られたとしても、塩は先ほども申し上げた国民の生活にかけがえのない基礎物資であり、しかも産業の規模もそれほど大きくないということ。それから、買い占めなどによつて価格が上がり上げられることになれば大変なことだ、こう思うわけでありまして、そういう意味で塩はあくまでも専売制を維持することが絶対必要である、このように思ひますが、ど

うでしょうか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

塩専売法改正法案の附則の二条には、ただいま先生から御指摘ございましたように、国内塩産業の自立化の目的が得られた段階においてこの法律を見直し、必要に応じ所要の措置を講ずる」と規定されておるわけでございますが、国内塩産業の自立化と申しますのは、製塩コストが国際競争力を持つということが主要な要件でございますけれども、より基本的な申しますと、塩流通業界も含めまして国内の塩産業全体が、専売制度といいますが、そういう制度に依存せずとも自力で存続発展できる状態になることであるというふうに考えております。したがって、自立化が達成された段階においては、専売制度そのものが不要になることになるとお考えでございます。先生御指摘のように、塩が国民生活に欠くことのできない基礎物資であることに変わりはないわけでございまして、その時点におきましてまさにこの制度そのものを見直し、「必要に応じ所要の措置を講ずる」とつまずき、公的関与のあり方等を含め検討することが必要になるだろう、かように考えております。

○上田(卓)委員 そこで、国内の塩産業のいわゆる合理化目標として、八三年のトン当たり二万一千二百円を八六年に一万七千円にするとしておるわけですが、この目標は実際達成されるのかどうかということでございます。もし達成されなくても、塩産業で働く労働者の労働条件の悪化や雇用不安を招くおそれはないのか、その辺についての対応を聞かせていただきたいということ。

それから、塩事業で働く労働者は、専売事業にかかわる部分については守秘義務等の関係でみなし公務員の扱いを受けることになっておるはずですが、しかし、その点を除けば、基本的には塩事業もたばこ事業も、労働者の労働条件は同じと考えるのか、人事交流等も自由に行われることになるのかどうか、その点についてお聞かせいただきたい、このように思います。

○長岡説明員 最初の御質問点について私からお答え申し上げます。

国内塩産業の自立化促進の観点から、国内塩の生産者価格を極力輸入塩価格に接近させることが必要であるということで、現在合理化努力が進められておるところでございますが、この合理化目標の達成は可能ではなからうかというふうに考えております。しかも、そういう価格を決定する場合には、製塩企業のコスト状況を十分に参考にした上、業界の代表も参画しておられます塩取引価格審議会に諮って決定をしております。また、製塩企業の経営の実態から考えて、そこに働いておられる方々にしわ寄せされるような無理な引き下げにはなっていないと思っておりますし、今後ともそういう方向を進めてまいりたいというふうに考えております。

○小野(博)政府委員 塩事業に関する会社の職員の関係についてお答え申し上げます。

塩事業につきましては、先ほど先生もおっしゃいましたように、公益専売事業としての公益性、公益性を強く持つておるものでございますので、そこに従事する職員につきましては、みなし公務員として、刑法の公務執行上の保護を与えるとか、非違行為に対して公務員と同様のステータスをとるとか、塩専売事業に關係するいろいろな職務の中で製塩業者、販売業者、あるいはそういう関連についての秘密を知り得る立場にあるというようなことから守秘義務が適用されるということになっておりますけれども、こういう点を除きましては、同じ会社の職員でございますので、原則として、同じ会社の職員で従事する職員もたばこ事業に従事する職員と同様に扱われるということは当然でございます。

○上田(卓)委員 私の質問時間は四時間というところをお願いしてあったわけでございますが、あとのこともあるようでございまして、先ほどの洗沢代議士の質問にありましたように、新会社の資本金等、この委員会におきまして質疑をする前提になる部分がいまいであるということ、あるいは

はつきり申し上げてきたばこの過剰な部分をどういように処理するのか明らかでないということ、あるいは公社から特殊会社になければならぬ理由等についてどうもよくわからないということ、また、基本的な問題について大臣にいろいろと質問したいわけでございますが、一応の時間が来たようでございますので、多くの質問を留保して終わりたい、このように私は思います。

(熊川委員長代理退席、委員長着席)

○互委員長 宮地正介君。

○宮地委員 私はたばこを吸わない立場でございしますが、専売改革案についてまず最初に、五十七年七月に臨調の第三次答申が出されたわけでございしますが、この答申と今回提出された法案、いろいろチェックをしてみますと、非常に後退した形で出てきているのではないかと。確かに専売公社の現在の多面的な視点から見ても、大きな課題があるわけでございます。国民の健康と喫煙の問題、財源確保の問題、あるいは外圧との関係、また先ほど来いろいろ論議をされておりました葉たばこ耕作者の将来の問題、こうした難しい問題のいわゆる連立方程式を解くという大変な課題があるわけでございますが、ともあれ第三次の臨調答申、政府の基本的な行政改革、専売の民営化といった将来に向けての一つの大局観、こうした中でこの臨調答申との比較をさせていただきますと、大幅に後退をした法案になっているという感じを受けるわけでございますが、この点について、政府としてどのように考えておられるのか、またその間の状況について御説明をいただきたいと思っております。

○竹下国務大臣 専売制度及び専売公社の改革は、電電公社の改革とともに、行政改革の最重要課題の一つであるという事実認識をまずいたしておきます。

そこで、政府として臨調答申の趣旨に沿って改革案の検討を進めてきたわけでございますが、この臨調答申の基本的性格といえ二つ。その一つは、市場開放要請に適切に対応しますとともに、

競争原理の導入によって効率化の促進を図るための輸入の自由化を行う。二つは、経営の自主責任体制の確立等のために公社制度を抜本的に改革する、こういうことであらうと思っております。この二点に要約されるといたしますならば、これらはいずれも今次改革案に盛り込まれておりますので、その意味で専売改革関連法案の内容は、臨調答申の基本的な趣旨にそれなりに沿ったものではないかという理解でございします。

ただ、現実問題として法律案をつくり、こうして御提示します間においては、今まさに宮地さんがお触れになりましたように、まずポイント、話し合いの対象として最も心を砕かなければいかぬ点が三つあったかなと思っております。その一つはやはり耕作者の方々の問題、二つには小売店、販売店の方々の問題、三つには当事者能力の問題からして、労働組合を含む当事者、すなわち専売公社の方自体の問題、この三つには大変に心を砕いて話し合いをして、その結果基本的な趣旨に沿った形で今御提案申し上げて御審議いただいております形に集約された、こういうふうな考え方でございします。

○宮地委員 特に臨調答申の中におきましても、改革の基本的な考え方、その理念はやはり公共性と企業性との調和の問題であったわけでありまして、その企業性との調和の問題の中でいわゆる競争原理の導入、企業性発揮のための自主性の確立、この問題について特に臨調答申の中では、「経営の自主性を阻害する国会及び政府による諸規制を排除し、経営の自主性を確立する」とともに、より一層経営全体にわたる合理化・効率化を推進する必要がある。いわゆる公的な規制というものができるだけ排除して改革をしていくべきである、こういう企業性発揮のための自主性の確立がうたわれていたわけでございしますが、この点についてはどのように配慮されたのか伺いたいと思っております。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

公社を合理的企業経営が最大限可能な特殊会社

に改めるという今次改革の趣旨を全うするため、会社の事業運営に対する公的関与につきましても必要最小限にとどめておきたいというふうに考えております。本法に規定しております事業計画とか役員選任等の認可、そういった監督事項につきましても、会社が担う政策目的を達成するため、いわば必要最小限度のものでございまして、これによって経営の自主性が損なわれることはないというふうに考えております。

○宮地委員 それでは、先ほど大臣が民営化の問題について触れられておりましたが、臨調答申においては、経営の形態というものは基本的には民営とすべきである、こういうふうなきちんと明確にしているわけですね。政府は安定的な収益の確保等の目的が得られた段階で漸次特殊会社の株式を市場に公開する、特殊会社は製造独占が廃止をされた時点で民営会社とする、こういうふうな非常に具体的、そして明快に臨調は答申をされているわけですね。ところが、大臣の先ほどのお話を伺っておりますと、製造独占の問題などについては半永久的である。これはまさに臨調を無視した、あるいは臨調答申に逆行するのではないかと、こういうふうな考えをわけでございしますが、その点について大臣はどのようなお考えをお持ちでございますか。

○竹下国務大臣 やはり問題といたしましては、分割・民営ということにすれば、最大のネックは、専業比率の高い約十万人の耕作者を初めとするたばこ事業関係者にまさに甚大な影響を与えるということでございます。だから、その限りにおいては、私も各方面と協議の段階において、臨調の答申の趣旨に沿いながら、これを立法化していく段階の現実的な処理ということになると、やはり耕作者団体ないしそのおつくりになる葉たばこの問題、そして国際競争力ということからいたしまして、今私どもがいろいろ考えて対応してきた三方面でも申しましたように、耕作、販売あるいは当事者そのものというこの意見をも聞きながら最終的に集約していったということでございます。

いますだけに、いわば臨調答申を最も極端に読んだ方からいえば後退ではないかというような批判は、私どももそれなりには受けましたが、それは主観の存するところ、私は甘んじて受けてもやむを得ない、こういう考え方に立って今度御審議をお願いするに至つておるところであります。ただ、基本だけはきちんとしたというふうな事実認識は持っております。

○宮地委員 やはりこれだけの専売公社の改革をする、その改革をするならば、前提としての臨調答申を受けていることがこの法案の冒頭にもあるわけでございますので、何かこの専売改革というものは、民営化していくという一つの方向がきちんとしていられるのか、あるいは先ほど来論じられておりましたように、外庄に対する自由化、この面だけを何か小手先でいじくる。専売公社そのものの名前が日本たばこ産業株式会社と改称されても、その内容的実体はほとんど変わらない。これは本来の行政改革ではないのではないかと、こういった国民の批判もあるわけでありまして、この点については政府としてどのように感じておられるのか、再度伺いたいと思つております。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。ただいまのお話で、専売公社が特殊会社になりまして、余り実体として変わらないではないかという御質問でございますが、私どもといたしましては大変大きな変化であるというふうに考えておるわけでございます。それはやはり基本的には公社が、合理的な企業経営が現在の政府関係特殊法人の中で最大限可能である特殊会社に変つたというところでございまして、やや細かくなつて恐縮でございますが、例えば事業範囲におきましては、従来公社の場合、専売事業ということもございまして、本来業務を非常に詳細に書いておつた。逆に、それ以外の業務は一切できない。附帯業務は別でございしますが、一切できないようになっていたものに対して、目的達成業務を行い得るようにしてその業務範囲の拡大を図るとか、あるいは公労法の適用から労働三法の適用に移りま

して当事者能力を与えて、労使が協力して経営の合理化に当たる条件と申しますか、基盤を整えるとか、そういったようなことがございまして、また業務面につきましても、例えば認可事項は、先ほど申し上げましたように事業計画とか役員の選任にとどめるとか、あるいは利益金処分等についても、従来は積立金一本であったものを、大蔵大臣の認可がございすけれども、処分し得るようになるとか、借入金についても、従来大蔵大臣認可であったものが自由になるとか、いろいろな面で大幅に公的規制を緩和しているわけでございます。今回の制度改正の目的である経営の自主責任体制の確立ということに對しまして決して遺漏はないというふうに考えております。

○宮地委員 行政管理局はこの点についてどういうふうな見解をお持ちなのか、伺いたいと思つております。

○八木説明員 お尋ねの点でございますが、既に大蔵大臣から御答弁のございましたとおり行政管理局としても考えているわけでございます。と申しますのは、臨調第三次答申のこの専売公社の部分は、「基本的考え方」というところで、一つは諸外国の市場開放要請に適切に対応するため、いわば外国たばこの自由化を行う、こういう点が一つございまして。次に、企業的な経営を阻害する諸規制を極力排除して経営の自主性を確立する。この二つが、何と申しましても第三次答申の専売改革の骨格になつておるわけでございます。そして、その二つの要素について、まさに今回の法案ではそのとおり改革の骨格が形づくられておるというふうに思つております。

そして、その経営形態の具体的な改革の進め方につきましては、答申は、御指摘のとおりいろいろ細かいことも申し上げておることは事実でございます。また、経営形態の変更のその進め方につきましては、答申の中に、たばこ耕作者、流通業界等への影響に配慮しつつ段階的に葉たばこ等の諸問題を解決していく、その過程で経営の自主性を確立し、かつ外国たばこの自由化を

図つていく、こういう考え方を示しております。そういう点で、仕事の進め方といたしましては、臨調答申の基本線には沿つたものではなからうかと思つております。

ただ、制度の具体的なあり方につきましては、実はいろいろ細かいことを指摘していることも事実でございます。この辺はやはり葉たばこ関係あるいは小売関係の諸条件の成熟に伴ひまして、政府部内でもしかるべく検討を続けていくべき課題はまた今後に残されているところでもあろうかと思つておりますが、答申との関係でいけば、基本的には答申の改革の線上にあるという認識を持っております。

○宮地委員 基本的にその答申の線上にあるという大変微妙な行管の答弁でございます。具体的に会社の形態の問題、公的規制の問題についても先ほど言つておりましたが、例えば政府の株式保有の義務の問題についても、二分の一以上、当分の間三分の二以上。ではこの「当分の間」というのは大体どのくらいの期間を想定しているのか。また、三分の二以上というものは、いわゆる商法の特別決議事項、定款の変更とか役員の解任とか営業の譲渡、あるいは監督権についての役員の解任、選任、事業計画等、これは大蔵大臣の認可。こういうものを見えておられますと、やはり公的規制は大変なものになつておるわけですね。こういうものもとらえてみて、今監理官の言うようなものとの今の専売公社の実体とはどう変わつていないんじやないか、私たちはこういう感じがしているわけでございます。

まず、この「当分の間」、これについてはどういう認識を持っておられるのか。三分の二以上、このところをやはりどうしてもやらなければならぬのか。むしろ、大蔵大臣の認可ということ、あるいはこうした特別決議事項ということであれば、大蔵省の自由自在の裁量で定款変更あるいは役員の解任、営業譲渡、こういう問題についてもある意味ではできる仕組み、装置ができておるわけですね。こういう点、やはり今後もっと改善を

していかねばならないのではないか、こう思
っておりますが、この二点について伺いたいと思
います。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。

我が国たばこ産業の健全な発展を図るという新
社会の設立目的に沿った事業運営を担保するとい
うことから、政府に対し、常時二分の一、附則で
当分の間三分の二以上の株式保有を義務づけてい
るものでございますが、当分の間とは、新社会の
事業運営が軌道に乗って、将来にわたって我が国
たばこ産業の健全な発展のめどが明らかになる、
そういう時期までというふうに考えておりますの
で、事柄の性質上、年限を明示いたすのは適当で
はないというふうに考えております。

それからまた、株主権の行使、あるいは大蔵大
臣の認可ということですが、これは大蔵大臣に
いってお話でございましたけれども、大蔵大臣には
株主としての立場と主務大臣としての立場がある
わけでございますが、株主としての立場はいわば
出資者として、経営の基本方針なり、あるいは経
営の健全性を確保することによりまして、出資
金の安全を確保するという立場にあるわけござ
います。そういう意味で、いわば間接的なコンド
ロールと申しますか、そういう趣旨でございま
すし、それからまた主務大臣としての監督権限につ
きまして、先ほど申し上げましたように、他の
特殊法人等の例を見ましても、現在の政府関係特
殊法人の中で一番規制が緩和されておる日本航
空、そういったものと並べましても特段厳しいも
のではないというふうに考えておりまして、決し
て新しい会社の経営の自主責任体制を阻害するよ
うなことではないというふうに考えております。

○宮地委員 「当分の間」のところをもう少し。
今のは漠然としているんですね。もう少し詳し
く言ってください、どういう条件が整ったとい
うふうに。

○小野(博)政府委員 先ほど二つ申し上げたわけ
でございますけれども、一つは、明治以来八十年

の一定の秩序を形成されておりました専売制度、
あるいは公社になりましてから既に三十五年たつ
わけでございますが、公社制度というものが大き
く変革されるわけでございますので、そういう全
く新しい状況の中で新社会の事業運営が軌道に乗
っていくということが一つでございます。

またそういう中で、新社会を中心としたたばこ
産業関係者全体の努力によりまして、我が国たば
こ産業の健全な発展のめどが明らかになる、そう
いう時期までと考えておりますが、再度のお尋ね
でございますけれども、今申し上げましたような
性格のものでございまして、具体的な年限につ
いては、申し上げることは適当ではないと思つて
おります。

○宮地委員 例えば現在の財務状況が平行線であ
るいは現在よりも上昇した段階というふうに理解
していいですか。

○小野(博)政府委員 新社会の事業運営が軌道に
乗ったということ、何をメルクマールにして判
断すべきかというところは、いろいろ難しい問題で
ございまして、例えば利益につきましては、いろ
いろな事情によって各年それぞれに変動があるう
かと思われまして、したがって、例えば公社から
会社に移行します直前の五十九年度の状況に対
してどうなったかということだけで判断すること
は、なかなか難しいと思つております。もう少し総合的
な判断が必要だと思つております。具体的には、そ
ういふ判断をするべき時点において、会社のその時点
の経営状態なりあるいは将来の業務見通しなり、
そういうものによって判断すべきものと思いま
す。

○宮地委員 いわゆる特殊会社であり、こうした
株式会社ということになれば、やはり企業の体
力、その体力の象徴は事業の内容であり、財務諸
表だと思つております。ですから、この財務諸表の一つ
のめどがどういふ状態になったか、まずこの三分
の二の「当分の間」を取っ払うのか。この点につ
いてはつきりしなければ、当分の間というのは、
今までも、戦後ずっと「当分の間」の法律もあ

るのですから、こんないいかげんなことはない
と思うのです。

○小野(博)政府委員 先ほど申し上げましたよう
に、条件は二つあるわけでございますが、一つ
は、新社会の運営が軌道に乗るということござ
いますし、一つは、たばこ産業全体の将来の発展
のめどが明らかになるということでございますの
で、現在、具体的な年数としては申し上げるまで
に至っておりません。

○宮地委員 先ほどの、やはり新社会の資本金の
問題だと経営の努力目標とか、そういう青図面
も全然できてない。国会でこうした議論をするの
に、「当分の間」をあいまいにしたままの議論と
いうのは難しいと思つております。こういう問題に
ついては、どういふ状況下になったときこの
「当分の間」を取っ払うのか、こういうことにつ
いてもっと真剣に――何か、国会で法案が通過し
た後に設立委員会などつくりまして具体的に詰める
か。むしろ、これは国会を冒瀆しているんじゃない
か。むしろ、今までの実績のもとに、今後につ
いてはこういう努力目標を立てます、そういう
一つの試案的なものをこの大蔵委員会に出して
そして今後について健全な、どういふ会社にな
っていくかということをもっと国民にわかり
やすくしたかったら、これは国民、わかりませ
ん。もう少し具体的な、どういふ指標を持つてこ
の「当分の間」ということを考えているのか。

○小野(博)政府委員 どうもたびたび繰り返して
恐縮でございますけれども、新社会の財務状況に
つきましても、ある意味では非常に見通しの困難
なところがございます。と申しますのは、今後の
たばこの消費需要の動向であるとか、あるいは外
国会社の営業政策であるとか、あるいはいろいろ
な国際経済情勢であるとか、そういう問題がござ
います。財務状況自体非常に困難な点
がございまして、それだけではなくて、繰
り返しになって恐縮でございますけれども、単
なる会社の財務状況だけではなく、会社を中心と
いたしました、耕作者から小売店を含めました我が

国たばこ産業全体の健全な発展のめどが明らか
になる段階ということでございますので、「当分の
間」というのを日限を切るというのは、なか
なかな難しいことではないかと考えております。
(発言する者あり)

○瓦委員 静粛に願います。

○宮地委員 株式会社という、こういう一つの企
業形態に改革されるわけでしょう。民間のど
の会社でも、一つの会社が、あるいは合併したり新
会社を設立するときには、やはり一つのゾレンと
いうのをつくるんですよ。事業計画、資金計画、
人的計画、そしてその中では必ずその損益のバラ
ンスの問題からすべてこういう一つの努力目標とい
うものをつくる、そして現在の体力というものと
比較して、いけるかいけないか、マーケティング
サーチなど全部して、それでゴーするわけでしょ
う。あなた方は、当分の間事業計画はありませ
ん、資金計画はわかりませんが、資本金もどうなる
かわかりません。で、国会で漠然とこうしたもの
だけ出して、通った後おれたちがやります、
こんなじゃ納得いきませんよ、国民が。だ
から、この「当分の間」というのは、あなたが今
言った二つの状態をもう少し詰めて、具体的にど
ういふ状態になったときにこの「当分の間」と
いうのを取り払って二分の一にするのか。その物
差しというか、一つの目標というか、あなたのお
っしゃっている二つ、今おっしゃった漠然とした
抽象論だけでは、この問題は納得しないと思つ
た。それ、今後検討して、当委員会に早急に
文書で報告いただけませんか。

○小野(博)政府委員 先生のお言葉ではござい
ますけれども、具体的な年数と申しますか、現時
点において文書にすることが果たして適切である
かどうか……(「要求しておるのだ」と呼ぶ者あ
り)いや、まさしく私の言いが悪かったかと思
いますけれども、現実問題として、そういう具
体的な年数なり年限なりということと文書として
出しすることが可能であると申しますか、非常に

困難であるというふうに考えられますので、ちょっとお出しすることは無理かと思っております。(「そっただけ一人で国会をやっているわけじゃない」「これはだめだ」と呼び、その他発言する者多し)

○互委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○互委員長 速記を始めて。

○小野(博)政府委員 現在、法律上恒久制度として二分の一以上の政府保有義務を課し、当分の間の措置として三分の二以上の政府保有義務を課しておりますのは、二分の一以上ということにおきましては、八十年來続いてきた専売制度、あるいは三十五年來続いてまいりました公社制度を改革するに当たりまして、業たばこ耕作者、それから小売人等たばこ産業関係者が非常な不安を感じておるといふことから、二分の一ではなくて、当分の間三分の二という規定を設けたわけでございます。したがって、今後この新しい事態のもとで、会社を中心としてたばこ産業関係者が鋭意努力することによりまして、おのずとこの新しい状況に適應し、改革後の状況が定着していくということが考えられます。そうならば、関係者の不安もおのずと解消されると思ひますので、そういう時点において三分の二という附則から二分の一以上という本則になる、そういうことになると思ひます。

○宮地委員 要するに今の監理官の話では全くわからないのです。

例えば今後、これから入ろうと思つたのです、事業の拡大の問題、海外進出の問題、やはり現状の体力を拡大しながら強化していかなければいかぬですね。そういう一つの事業の目標というものはこれからできてくるわけですね、特に多国籍とやるわけですから。この「当分の間、」というの、あなたのは何か一つの業たばこ耕作者の配慮だけという感じなんですね。あなたは企業として軌道に乗っていくことなのですから、

それでは具体的に企業の一つの体力のパロメータは何かといへば、これは経営の内容でしよう。それは具体的に言えば財務諸表でしよう。そういうふうな具体的に詰めていったときに、何らかの数字的なそういう尺度というものが明らかにされなければ、この「当分の間、」というのはいつになつてもとられませんか。そういう具体的な努力目標というのはいないのですか。

○小野(博)政府委員 もちろんたばこ産業関係者が、ただいま申し上げましたように不安を感じないような状況になつていくことにつきましては、先生がおっしゃいますように新しい会社の財務内容が健全化して、その経営が安定するということを中心ではあるかと思ひますけれども、やはりそれだけではなくて、事業運営の全体が定着して、それがたばこ産業関係者に安定を与えるということが、またもう一つ重要なことだろうと思ひております。(発言する者あり)

○互委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○互委員長 速記を始めて。

○宮地正介君

○宮地委員 それでは、今の案件については二十七日までにきちっと当委員会また私の方に報告をいただきたい、こう思ひますが、いかがでしょうか。

○小野(博)政府委員 そのように対応させていただきます。

○宮地委員 ぜひ具体的に、また誠意のある、国民の皆さんがわかりやすい回答をお願いをしたい。また、大蔵委員会の一つの權威にかけてもよろしく願ひしたい、このように思ひかけてございます。

次に、そういうことで今回のこの日本たばこ産業株式会社、今度は輸入の自由化をするわけでございます、国際競争力の強化のために事業の拡大、この問題も非常に今後大きな問題になつていこうかと思ひます。既に御存じのとおり、R・J・レイノルズなどは、国内あるいは海外でたばこの販売の事業を起

こしておるのみならず、石油、海運、食料品、こういったところにも手広く事業を起こしております。年間約二兆六千億という売り上げを上げておるわけですね。また、フィリップ・モリスという会社におきまして、ビール会社とか清涼飲料、機械、こういうようなものをたばこ事業とあわせて行つておられます。年商約二兆四千億。こうした巨大企業も、既に多角的な経営の中でこのたばこの事業を営んでおるわけでございます。

そういう中で特に日本たばこ産業株式会社が、いわゆる外圧による輸入の自由化で、国内のそうした市場の彼らの拡大によりまして、先ほど五割程度と言つておりましたが、そういった面で受け身の立場のみならず、逆に今後は海外に進出をしていく。たばこの例えは海外における合併会社をつくつていくとか、あるいは先日も皆さんの平塚の試験場などを見させていただきましたが、なかなか研究開発も熱心におやりになっておる。我々素人から見ても、心臓病に効くような新しい薬品の開発なども非常に進んでおる。何か薬の関係にひとつ事業の手を伸ばすことも可能なかな、こんな率直な感じをしてきたわけでございます。ところが、こうした事業の拡大というものは、今後十二分に体力をつけ検討していかなくてはならないだろう。

あるいは投資の問題、こうした問題の範囲の拡大、今申し上げました海外進出の展望、こういったような、やはりこれだけの大きな専売改革をするわけでございますので、日本たばこ産業株式会社として今後こうしたたばこの巨大外国企業に対応するためにもっとパイを大きくして、そういう中で例えは国内の業たばこ耕作者の今後の対応、こういうものも考えていくべきではないか。何かパイを小さくし、受動的立場で対応していくには、やはりそこには無理も出てきますし、また一つの限られた経営の小さな手法に終わつてしまふのではないかと、こう思ひます。この点について、総裁はどのようにお考えになつておるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○長岡説明員 御指摘のとおり、企業の経営規模が縮小の一途をたどるのであれば、日本のたばこ産業を維持する立場を私どもが守つていくわけにはいかないと思ひます。一方におきまして、輸入自由化の暁においてはつきりとしたシェアのめどを数字で御説明申し上げることは困難だと申し上げましたけれども、数年の間に例えは五割程度のシェアになることも覚悟しなければならぬ。そうした場合には、ただ手をこまねいておりましたのでは、私どもの国内品の製造なり販売の規模が縮小するだけでございます。

そういうことで、私どもとしては、やはり海外進出も真剣に考えていかなければならないと考えまして、この四月には輸出会社を発足させた次第でございます。輸出会社は、まだ発足後間もないわけでございますけれども、東南アジアその他の地域に私どもの製品の輸出を促進していく役割を担うわけでございますが、率直に申し上げます、先発しております欧米巨大資本に比べますと、数歩おくれをとつておることは事実でございます。そういったような意味で、これからの努力によつてどの程度の成果を上げるかが決まるわけでございますけれども、私どももいたしましては、私どもの営業の規模が縮小の一途をたどらないように、輸出の面におきまして、例えば国際的に通用する銘柄を開発してこれを売り込んでいくといったような面について、最大限の努力を払つていきたい、これが一つの大きな目標になろうかと存じます。

それから、国内的には、今回の制度改正によりまして、私どもの営業の範囲がある程度多角化が図られるということになろうかと存じます。ただ、新しくできます会社はあくまで製造独占の企業体でございますので、その製造独占という一つの枠の中で、いわばそういう性格の会社がこういう分野に出て民業を圧迫しないかといったような制約はあるかと思ひます。そういう制約はあろうかと思ひますけれども、先ほどお話ししましたように、例えば業たばこを原料としてどんなものがつくられるか、これはユビキノンという、心臓

特にそういう中で、今回葉たばこ耕作者の方々に対して大変な配慮をされている。これは言ってみればもう刃の剣になるのではないか、こういう感じがするわけです。それだけに、今私が申し上げたような一つの前向きな経営の対応というものの方が大事である。特に、御存じのように、我が国のたばこの製造原価のうち、原料費というのが五九%占めておるわけですね。その原料費が、国産の生産者価格を諸外国と比べてみましても、日本の場合は一キログラム当たり七・七六ドル、アメリカなんかの場合は三・六六ドルでございますから約二倍。東南アジアの中でインドネシアなんかは、人件費の問題とかいろいろあるかと思いますが、ともかく一キログラム一・一二ドル。世界的に日本の葉たばこの生産者価格が非常に高いわけですね。これが今後のそうした国際競争の中でハンディの要因になってはならない。さりとて、九万三千世帯の今までの耕作者、この御努力に対

して何らかの対応もしていかなければならない。こういうことで、今回契約制という事で、今までの全量買取り制も維持した、このように私は解釈しているわけでございます。

企業性という一つのそうした経済競争、自由主義経済の中の経済競争、こうなればコストの問題が今後一番大きなネックになるわけですね。この調和をどういうふうにしていくか。こういうときに、私は、やはり葉たばこ耕作者に対しては、いわゆる専売という範疇の中で今までとらえてこられましたけれども、そういう範疇のままに置いておくことがベターなのか、葉たばこ耕作者についてはもっと大きな立場から、日本の農政という立場から対応していくべきではないか、こういう感じもするんですね。この点について大臣、所見をちょっと伺っておきたいと思ひます。

○竹下國務大臣 農政という角度からこれを見ますと、本日は農林水産省でこの葉たばこ耕作者問題というのは位置づけられるべきである、こういう議論をする人もございます。が、従来とも、先ほどおっしゃいましたように専売という角度から、これはまさに所管省といえは農政省、こういうことになっております。しかし、全体的な構想の中におきましては、この全体の農政の中で極端な刺激を与える——非常にちゅうちょしながら私も言葉を選ぶわけでございますけれども、あるいは時に転作の問題とか、農業という産業構造の中における位置づけとしてのそういう総合的な問題というのは、私はあり得る問題だと思っております。

が、今この耕作者の皆さんの不安というものを少しでもなくしていくという事は、そういういわば転作とか転業とか、そういうものが前提になった場合に、このたびの法改正というものを一番足を引っ張る要因になるではないか。したがって、今後いろいろな推移がございましょう。何の影響も受けないということはないと思ひます。それだけに、審議会等に関係者に入ってもらって議論をしたりというようなことをも含めて、この法律

案をつくるに至った経緯の中でそういう濃密な話し合いというものを重ねながら、この法律を作成してきた経過があるわけでありまして。だから大局的に、おっしゃいますところの、言ってみれば土地を相手にする仕事でございますから、そういう意味において、日本農政全体の中でこれは問題意識を持っておるべき課題だということは、私も認識を等しくいたしております。

○宮地委員 特に今度、日本たばこ産業株式会社の中にいわゆる葉たばこ審議会、こういうのができるわけでございますが、私は、この葉たばこ審議会のメンバーの中に、今まではどちらかというと耕作者、それと学識経験者、こういう方々の大體二つの系列の方が入っていたわけでございまして、やはり今後、この学者の範疇の中に入れるか、あるいは別に消費者代表的な方、こういう方々もやはり入れてこの審議会の改革もしていくべきではないか。特にこの葉たばこの購入価格とか耕作面積、こうしたものを審議するわけですから、この新改革と並行して、この審議会の人的構成の内容に消費者代表などを入れる、こういうことは検討できないか。こういう点についてはいかがでしょうか。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。葉たばこ審議会のメンバーにつきましては、たばこ事業法第七条によりまして、たばこ耕作者の代表及び学識経験者から構成されるということになっておるわけでございますけれども、学識経験者の選定に当たりまして、今先生御指摘の点も加味しながら人選が行われるのが適当ではないかと考えております。

○宮地委員 特に買い手独占の弊害を除去するための公平な機関、こういうことをうたっているわけですから、ぜひそうした、さらに第三者的な機関としての機能が發揮できるように強く私は要望しておきたい、こう思うわけでございます。

時間も限られてきておりますので、次にお話を進めたいと思ひますが、たばこ事業法等の関係整備備法の中で、特に身体障害者福祉法、母子及び寡

婦福祉法、この第三十八条から三十九条に、小売販売業許可の特別配慮措置、これは継続をしようというふうになっておりますが、この身体障害者福祉法あるいは母子及び寡婦福祉法に基づいたこの小売販売業許可の特別配慮措置については、ぜひ維持を継続すると同時に、今後はむしろ拡充をしていく方向で、法的にも、また事務作業的にも私は強く要望したいと思ひますので、この点についての御見解を説明いただきたいと思います。

○小野(博)政府委員 お答え申し上げます。母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法におきまして、たばこの小売店につきましては、そういった方々から申請があった場合には、現行は専売法に定めます欠格要件がない限り優遇するという規定があるわけでございまして、それに従いまして、現在、たばこにつきましては、距離基準であるとか取扱高基準というものがそのたばこの小売店についてあるわけでございまして、なおお二割程度一般の方よりも緩和した形でその基準を適用することにしております。

現在、両方合わせまして約八千人の方々がこの規定の適用を受けて小売店を行われているわけでございまして、今後ともこの点については継続していくつもりでございまして、整備法上、その手当てをしているわけでございます。

○宮地委員 特に小売人の方々の今までの指定制、これについては、指定書というものが実際に発行されておるわけですね。これが今度許可制という事で許可書、今までの方々についてはそのまま継続をする、こういうふうになっておるわけでございまして、今の指定書をそのまま許可書として認定する、あるいはこの指定書を書きかえて許可書を発行する。何か財政的に、ちょっと予算の問題等で苦しんでいるようですが、この点についてはどういうふうな明確にしているのか。

また小売人は、今までは指定制で、これから許可制になるのですが、新しく小売人として許可を受ける場合のいわゆる基準、この基準の措置が、我々現場でいろいろ相談を受けましても、最

近は売上高だと非常に手厳しい。特に先ほどの身体障害者などの方々なんかは、そういう面では非常に厳しい試験に立たされるのではないかと、こう心配するわけですが、この二点について、どういうふうに今後実際に進めていかれるのか伺いたいと思ひます。

○小野(博)政府委員 最初の点でございますが、既存の小売店につきましては、法律上指定制が許可制に変わるわけでございますけれども、たばこ事業法によって許可を受けたものとみなされることになっておるわけでございます。

そこで、その許可書の問題でございますが、これにつきましては現在検討中でございますけれども、いずれにせよ、既存の小売店がすべて法律により小売販売業者とみなされるものでございまして、既存の指定小売人につきましては、現在の指定書をもって許可書とする方向で考えておるところでございます。

それから指定基準の問題でございますけれども、指定基準のうち、特に距離基準と取扱高基準というものが中心になろうかと思ひますけれども、今回、小売人に対する激変回避という観点から、指定制を許可制に変更して基本的に維持するということからいたしまして、指定基準につきましても基本的に維持されたものというふうになっておるところでございます。

○宮地委員 そうすると、今の指定書を持っている小売人に対しては許可書は出さない、今の指定書をもって許可書とする。文書通達か何かする考えはあるのですか。

○小野(博)政府委員 政省令によって規定することを考えております。

○宮地委員 書きかえる場合、どのくらいの予算がかかるのですか。できればこの際、日本たばこ産業株式会社というので、やはり許可書をきちっと——どうなんでしょう、本体は変わるのだから。

○小野(博)政府委員 今回の制度改正で予定しておりますのは、従来、日本専売公社の指定小売人ということでございますが、今回は大蔵大臣が

許可をする小売販売業者ということになるわけでございます。したがって、許可書は大蔵大臣の名前になりますか、あるいはその権限の委任を受けた財務局長の名前になりますか、また具体的にそこまで詰めてはおりませんけれども、出すわけでございますが、いずれにいたしましても二十六万店とかかなりの数の小売店でございます。それにつきまして許可書を交付するということになりまして、いろいろ手続の問題もございまして、そういう小売店の手回しと申しますか、そういう面も考えながら、あるいは予算上の問題も考えながら、今後検討してまいりたいと存じます。

○宮地委員 予算はどのくらいかかるのですか。
○小野(博)政府委員 むしろ指定書をそのまます許可書とするというふうな方向で検討しております。予算の積算というのはまだやっておりますので、お答えいたしかねるわけでございますが、いづれにせよ、申し上げましたとおり数がかかなり多うございまして、手間もかなりかかるのじやないかと思っております。

○宮地委員 その辺が、言葉が悪く言えば官僚思想というか、やはり新会社が出て、小売店の土気の嵩揚とか、いろいろそういう点の配慮を考えると、これは前向きに——やはりものとところは、今の指定書というのは「専売公社」、こうなっているわけでしょう。今度は「日本たばこ産業株式会社」でしよう。違うのですか、そのところは、いづれにしても、この辺についての対応はもっと積極的に考えるべきではないか。これは強く要望しておきますので、今後政令の段階でよく検討してください。

次に、大臣に先ほど御質問したときにちょっと農林水産省にも伺っておきたかったのですが、前後して大変申しわけございませんが、先ほどのいわゆる葉たばこ耕作者に対して、農林水産省としては、今後こうした専売改革の中で、日本の農政の立場からどのように対応されようとしているのか、伺っておきたいと思っております。

○吉田説明員 お答え申し上げます。
葉たばこは、我が国の畑作地域におきまして非

常に重要な作目でございますので、農林水産省といたしましては、葉たばこ生産農家の経営の安定化を図るという観点から、専売公社と従来から緊密な連絡をとりながら各種の補助事業や制度融資を実施しているところでございます。

具体的に申し上げますと、生産性の向上の基本でございます。圃場整備あるいは排水対策事業の整備整備事業を実施しております。また、葉たばこ生産の合理化近代化を推進するための共同育苗施設、共同乾燥施設等の共同利用施設に対する助成も行っております。さらに農業近代化資金あるいは農業改良資金といった制度融資によりまして、小規模な土地改良事業でありますとかあるいは農機具の購入とか、いわゆる個別の農家の経営の改善も図っているところでございます。

今後、先ほど来いろいろ議論されておりますように、国際競争の激化が一段と厳しくなっております。葉たばこ生産の合理化、近代化という問題はますます重要になってまいりますので、農林省といたしましては、大蔵省あるいは新法人、さらにはたばこ耕作者の方々と一層緊密な連絡をとりながら、先ほど申し上げましたような各種の生産対策を有効に活用することによりまして、葉たばこの品質の向上と生産コストの低減に努めてまいりたい、かように考えております。

○宮地委員 次に、輸入の自由化の問題の中で、いわゆるフランスの公社の教訓、この問題をぜひちよっと御説明いただきたいのですが、専売改革の一つの悪いお手本というか、フランスの轍を踏むな、こういう言葉もあるようにございまして、一九五九年にフランスではSEITAというたばこ・マッチ産業経営公社が設立をされ、一九七七年にEC域内の輸入、流通を自由化した。このため、七六年の、自由化の前の輸入品のシェアが一〇・四%であったものが、八一年にこの輸入品のシェアが一挙に二九・七%になった。また経営内容も、一九七六年には八百萬フランの赤字であった。これが自由化をした七七年の一億六千二百萬フランから七八年には三億三百萬フランに拡大

した。そういうことで、八〇年にはこの公社を特殊会社に移して経営の向上を図り、輸入シェアが鈍化した。これがフランスの公社の教訓というところで、世界的にも有名な一つのお手本があるわけでございますが、このときには、いわゆる黒たばこという大変なニコチンの含有量のあったものが、非常にニコチンの含有量の少ないアメリカのたばこによってやられた。

ニコチンの問題については、私も先日専売公社の試験場に行きまして、低ニコチンをやっているのを見まして少し安心した感じなんです。やはりこうした教訓を生かして今後の日本の専売改革、公社から特殊会社、こういうものをやっていくかなくてはならない。日本の場合は、経済的な状況あるいは市場の状況、いろいろと状況がフランスのときと違うと思いますが、この点についてどうにか、伺っておきたいと思っております。

○長岡説明員 フランスの場合には、輸入の自由化に対しまして特殊会社化その他のとるべき措置が若干年後手に回っておったというようなこともあるかと存じますけれども、基本的には、御指摘のように黒たばこと称しまして、これは銘柄の名前で申しますとジタンとかゴローズとかといたばこがございまして、非常に特殊な味であり、きつたばこでございますが、フランスのSEITAが、フランス国民はこういうたばこしか吸わないのだという、これは言い過ぎかもしれませんが、せんけれども一種の自信のようなものがありまして、アメリカたばこがどういう傾向であるかというようなことに対する研究が怠りがちであった。そういうことで、自信を持って市場を開放したところから、フランス国民、なかなか若く若い方たちだと思えますけれども、アメリカたばこの方に非常に移行いたしました。そして輸入たばこのシェアが急激に上がっていった、これが今日に至るまでの経緯であらうと存じます。

そういう点を考えますと、輸入自由化によってまた新しい商品が入ってくるといったような場合に、今の日本の喫煙者の方々がどういう性格のたばこを申しますか、どういう傾向のたばこを好むであろうかというようなことに対しては、私どもは敏感に反応しなければいけないわけでございます。そういう点については、今までも新しい製品の開発に相当な努力をいたしましたつもりでございます。今後ともその努力は怠ってはならないというふうに考えております。

先ほど、輸入自由化後のシェアが一体どのくらいになるかという御質問に対して、フランスのように三割にもなることはないと思っております。お答えを申し上げましたのは、実は現在日本で喫煙者の方に吸っていただいているたばこの総量のうちの四二%がマイルドセブンというたばこでございます。マイルドセブンの傾向を十分に私どもで調査した結果開示し、市場に投入したものでございまして、そういったような点につきましては、フランスの今までの歩みを繰り返すことがないよう、今までも十分に注意をいたしてきてきたつもりでございます。今後ともその注意は怠りなく続けてまいりたいというふうに考えております。

○宮地委員 特に最近こうした新会社への改革の問題を機にいたしまして、既に国内の輸入商社の、いわゆる外国たばこの販売の系列化といいますが、そうした販売網の強化というのが非常に動き始めています。三菱商事などはR・J・レイノルズ社のウイinston、こういうものを今後積極的に販売するために、既にM・C・タバコ・コーポレーション、こうしたレイノルズ社の販売促進会社をつくっておられるわけですね。もしこの法案が可決されるようなことになりましたら、今度はいよいよこの販売会社に移行していく。あるいは三井物産においても、ライクとかパーラメント、こういった東日本の販売担当、特にフィリップ・モリス社と提携をしていく。日商岩井が西日本の販売担当、伊藤忠商事においてもリゲット社の、いわゆるアメリカのたばこの輸入の代行をしていく。日本の大手商社も、今回の専売改革を機

に、非常に虎視したんと、いわゆる日本の市場の拡大に、既に今から具体的な事業目標を持って対応をやっておるわけですね。

そういう点で、こうした国内の商社の対応にも負けないように、この改革が、やる以上は成功するように、緻密な計画と戦略というものをやっていくべきではないのか。そういう点で、何か大変にとろいという感じを私は先ほどから受けているわけですが、こうした各輸入商社の動きに対して、今後どのように対策といえますか対応をしていこうという考えを持っておられますか。

○森説明員 お答えいたします。

ただいま先生御指摘のとおり、主としてアメリカ大手企業並びにイギリス系の大手企業が、日本の主要商社といえる輸入代理店という関係をつくりまして仕事を進めておるわけでございますが、今後におきまして、この制度改正後いろいろこういった商社との連携の中で市場拡大ということを考えてまいらうというふうに思ふ次第でございます。

ただ、日本におきましては、この輸入品を扱っております商社は現在十九商社でございます。これらのものを含めまして、今回制度改正がございました際に、輸入品を取り扱う業者でございます特定販売業者に、それぞれがどういった形であるかということにつきましては、私どももこの法案につきましてもいろいろの説明等も行つて、内々意思疎通を図っておりますけれども、まだほとんどのメーカーにつきましてはその方法を決定をしていないという状況でございます。

今後とも、私どもも密接な接触をとりながら、この相手方、メーカーなり商社の今後の動きについて注目してまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○宮地委員 大臣に伺いたいのですが、先ほど来私は、この新会社の将来についてのステップについて、やはりもっとも民間的ないわゆる活力、これは決して——私はもちろん政府の官僚の皆さんの頭脳というものをすばらしいと、敬意を表

しております。しかし、民間というのはまた民間なりのすばらしい活力というものがあつたわけで、そういう中でこれを生かし切っていくことが非常に大事である。ですから、具体的に、今後こういう新会社を立派に経営し、発展させていくためには、それなりに、事業計画にしても資金計画にしてもまた人的計画にしても、そうした内容を詰めて積極的に対応していかなくてはならない。法案が通つた後に対応します、その前にいろいろ検討すると国会軽視になるとか、そういうちょっと詭弁がありましてけれども、私はそうした言葉でなくして、やはりこの新会社が、いわゆる臨調の答申に基づいて一つの方向、第一歩が示されたわけですから、もっと真剣かつこの新会社が国民の期待に沿うように対応していかねばならない。そういう点で、お役人の皆さんはお役人なりの御努力に敬意を表しますが、やはり発想の転換ということも大事でございますし、そういう点では、私は、大変悪い言葉で恐縮ですが、官僚的思考から、もっとも民間のそうした柔軟な活力ある思考へ、いい面をお互いに生かし切つて対応していくべきではないか。この点についての大臣としての今後の御決意、これを伺いたい。

また、先ほどの「当分の間、」については、ぜひ誠意ある御回答を留保いたしましたして、本日の質問を一時終わりたいと思ひます。

○竹下国務大臣 今度の臨調の答申、また開放経済という国際的時代の流れ、そういうものの中から、基本的には小さな政府とかいうようないろいろな問題から、政府関係機関のあり方についての御議論が行われて、答申が出されたわけであります。その基調にあるものは、いわゆる民間活力の導入、こういうものであるかと思つております。したがつて、新会社、また法案御審議いただいておりますなかでございすけれども、この今後のあるべき姿としては、まさに斬新な、あるいはビビッドと申しましょうか、躍動的な発想というものが必要であらうということは、私自身も認識をいたしておるつもりでございます。

ただ、従来とも、いわゆる国会審議に当たつて、今の専売公社の方は今の専売公社の機構の中に位置づけられていらつしやるわけです。それから、その新社長に決まっておるわけでもない。したがつて、そのところ、私もきょうの問答を聞きながら、言つてみれば、その辺の節度と考えると、勢い答弁というものにもある意味における限界というものの——私ども両生動物であっても、そのことだけは、ハウスと行政府との節度というもののに対しては非常に氣をつけて物を言つておりますが、そののりを越して、もっと躍動的な答弁をしてもよろしいという印象を受けましたことについては、別の意味において、私は感謝をいたします。

○互委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十五分散会

昭和五十九年七月三日印刷

昭和五十九年七月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局